

第四十回国会 衆議院 地方行政委員會議録 第十三号

昭和三十七年二月二十二日(木曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 園田 直君

理事 瀧川 彌三君 理事 高田 富與君

理事 渡海 元三郎君 理事 丹羽 喬四郎君

理事 太田 一夫君 理事 川村 總義君

伊藤 敏君 宇野 宗佑君

小澤 太郎君 亀岡 高夫君

久保田 田次君 津島 文治君

前田 義雄君 山崎 巖君

安宅 常彦君 二宮 武夫君

野口 忠夫君 山口 鶴男君

門司 亮君

出席國務大臣

大 蔵 大 臣 水田三喜男君

出席政府委員

大 蔵 事 務 官 石野 信一君

(主計局長) 大 蔵 事 務 官 宮川新一郎君

(理財局長) 自治政務次官 大上 司君

自治政務官 佐久間 彊君

(行政局長) 自治事務官 奥野 誠亮君

(財政局長) 自治事務官 後藤田正晴君

(稅務局長) 委員外の出席者

大 蔵 事 務 官 松井 直行君

(財務調査官) 大 蔵 事 務 官 宮崎 仁君

(主計局主計官) 参 考 人 小畑勇二郎君

(秋田県知事) 参 考 人 三卷 秋子君

(主婦連合会副会長)

参 考 人

(主編)

連合会副

会長)

参 考 人 上 宇 俊 秋 君
(就 究 新 聞 論 説 委 員)

二月二十日

電気・ガス税の撤廃に関する請願

(白井莊一君紹介)(第一二七九号)

同(中山第一君紹介)(第一六二五号)

ガス税の撤廃に関する請願(小川平

二君紹介)(第一二八〇号)

同外四件(川野芳満君紹介)(第一三

九五号)

地方財政関係法の抜本的改正に關す

る請願(福田篤泰君紹介)(第一二八

一号)

同(中村高一君紹介)(第一三四〇号)

電気税の撤廃に関する請願(毛利松

平君紹介)(第一二八二号)

同(大倉三郎君紹介)(第一三九四号)

市町村道路護身税の創設に関する請

願(下平正二君紹介)(第一三〇八号)

同(井出一太郎君紹介)(第一三三〇

号)

樺太引揚市町村吏員の処遇に關する

請願(永山忠則君紹介)(第一三四一

号)

大衆飲食に対する料理飲食等消費税

軽減に關する請願(五島虎雄君紹介)

(第一五二六号)

同(吉田重延君紹介)(第一六七二号)

国民健康保険団体連合会職員の方

公務員共済制度加入に關する請願

(秋山利恭君紹介)(第一六五二号)

特別区の区長公選に關する請願(賀

屋興宣君紹介)(第一六七〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四九号)

地方交付税法の一部を改正する等の

法律案(内閣提出第九七号)

昭和三十六年度分として交付すべき

地方交付税の総額の特例に關する法

律案(内閣提出第八五号)

○園田委員長 これより會議を開きま

す。

地方税法の一部を改正する法律案を

議題とし、審査を進めます。

本日は参考人の方々の御出席を願

い、本案についての御意見を聴取す

ることになっております。御出席の参考

人は、秋田県知事小畑勇二郎君、主婦

連合会副会長三卷秋子君、就究新聞論

説委員上宇俊秋君、以上三名の方々で

あります。

この際一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位には、非常に御多忙のと

ころ、当委員会の法律案審査のために

御出席をいただき、まことにありがと

うございました。地方税法の一部を改

正する法律案につきまして、それぞれ

のお立場から、何とぞ忌憚のない御意

見をお述べ願えればまことに幸いに存

じます。なお、議事の整理上、初めに

御意見をそれぞれ約十五分程度に取り

まためてお述べ願い、次に委員諸君か

らの質疑に対しても十分に御答え

をお願いいたしたいと存じます。

それでは、初めに小畑参考人にお願

いいたします。小畑勇二郎君。

○小畑参考人 今回の地方税法の改正

につきまして、地方団体側から意見を

申し上げたいと存じます。

今回の地方税法の改正は、これまで

のように単なる負担軽減だけにとどま

ることがなく、最も困難とされてお

りました国と地方団体との税源の再配

分にも手をつけ、たばこ消費税の配分

法を改め、また法人事業税の分割基準

を改正するなど、従来懸案とされて

いた事項に向かっています。積極的な改善

に努められた跡が十分にうかがわれる

のであります。部分的には不十分、

不満の箇所もあるのであります。全

般的にはおおむね妥当な改正であると

存じております。

まず、今回の地方税の減税の規模で

ございますが、平年度の減税は四百二

十二億円になるのであります。これ

を昭和三十六年度分の減税額二百一億

円と比較いたしますと、倍以上になり

ます。これから再配分による増を差引

いたしましても、なお三百十七億円の

減税となるのであります。これは税

制調査会で答申されました平年度の減

税規模よりもさらに五十九億円も上回

り、相当大幅な減税でございます。私

ども地方団体といたしましても、住民

の負担軽減には大いに努力しておる

ところであります。できる限りこの方

向に向かって進みたいと思っております。

しかし、地方税の場合は国の予算整理と

は違ひまして、年度内の自然増収とい

うものが、ほとんど当該年度の人件費

のペース・アップや公共事業量の増加

のために使ひ切らざるを得ない現状で

ございます。従いまして、前年度にお

ける税の伸びを、そのまま翌年度の歳

出の増加に充てるという余裕はほとん

どなく、新年度の歳出の増は、新年度

の新たな歳入の増加によつてまかな

ておるのが実情であります。しかるに

昭和三十七年度の地方税の見通しであ

ります。その大宗をなす事業税の伸

びは、今までのように大きな増収は期

待されません。現に私の県におきまし

ては、石油精製や銅の精錬の事業のご

ときは、すでに昭和三十六年度の下

期から、相当の減退を示しておるので

あります。また地方団体全体の集計と

しては、税の自然増は相当ございま

しても、各地方団体ごとの伸びは一律

でございます。多くの場合は、税の自

然増の伸びは大規模団体に多く、反面

減税の影響は貧弱団体ほどその受ける

打撃が大きいというのが実情でござ

います。従いまして今回の改正は、その

総体の規模におきましても、また個々

の税目におきましても、地方団体に

とりましては相当きびしい影響がある

ものと受け取つておるのであります。

この減税の幅は現状におきまして

は、地方団体にとって目一ばいの減税

であると申して差しつかえないと思

います。さらに都道府県におきまして

は、高等学校生徒の急増政策という最

近にない大問題をかかえておるのであ

りまして、これは実際に予算を査定し

の際一度根本的に見直す必要があるのではないかと感じます。さつき九州のお話を申し上げましたように、連合体としての行政を考えていくと同時に、能率的な自治体の運営を私たちは願ひ、いわゆる公益行政の立場に立つて、悪い言葉で言いますならば、税法をたてに議員さんが行政を悪用してほしくない、ここまで申し上げて大へん失礼なんでしょうけれども、行政基準は高く、そして負担は軽くという点に徹底していただく。大へん虫のいい話でございますが、あくまでも公僕精神に沿って、十分なる行き届いた地方財政の運用をされたらというところをお願いいたしますが、これでおの意見を終わります。(拍手)

○園田委員長 次に上子参考人にお願ひいたします。上子俊秋君。
○上子参考人 たいだい小畑参考人、三善参考人から、それぞれの立場に立ってきわめて具体的な御意見の開陳がありましたので、私の方はごく大ざっぱに、今度の改正案について感じたことを申し上げたいと思っております。ただ同じような問題がありますので、多少重複するかもしれませんが、それはあらかじめ御了承を願ひたいと思ひます。まず今度の地方税の改正案に含まれる減税の規模について、私の意見を申し上げます。

今度の案では、平年度の減税額は今まででははば出ました通り四百二十二億円、初年度は二百七十三億円ということになっております。これは最近までの地方税の毎年の減税の規模から見ますと必ずしも少ないものではない、

むしろ多いという感じはするのであります。実質的な減税額を調べてみますと、所得税の一部地方移譲で道府県税が増税される、それからたばこ消費税の税率を引き上げて、これも増税になる、こういう点がありまして、入場券と税が減りまして、実質的には初年度でわずかに百九十一億円の減収にしかならない。平年度では三百七十七億、これは少し少な過ぎるのではないかと感じを持っておられます。

その理由といたしましては、第一に三十七年度の新しい税法でやった結果の地方財源の増加というものを考えてみますと、最近自治省から発表された地方財政計画によりまして、三十七年度の増加財源は収税で千六百八十九億、交付税の増加が八百八億、国庫補助の増加が千二百十億、これは増加財源といえるかどうかわかりませんが、地方債で百九億、雑収入が二十億、それから地方譲与税の減収の百十二億という分を差し引きますと、実にその合計三千七百二十四億円という膨大な増収があるのであります。私どもが税制調査会において地方税の減税を審議いたしました際は、地方税の自然増収が一体幾らあるのかという点ははっきりいたしておりません。そこで結局減税額も平年度三百六十三億、それでやろうということになったのですが、いざふたをあけてみたところが、これだけ膨大な増加財源があるという点から考えまして、もっと減税してもよかつたというふうな感じを今持っております。

この財源とは別に、住民負担という点から考えましても、国税の場合は過去に毎年、たまには一、二年抜けたこと

とがありますけれども、相当な減税をいたしております。三十六年度の例で申しますと、所得税の納税者の数は大体千四百万人、これは概数でございますが、就業者総数の三割ということになっております。また間接税のうちでも、物品税などについては課税品目の選択上、それから免税点制度などで、大衆負担は割合軽くなつておるといことがいえると思つておられます。地方税の場合は住民税の所得割の納税者の数は約千五百万人、これは就業者総数の三五%に当たります。また均等割の方では二千七百万人、実に就業者総数の六割がこれを納めておる。そのほかに固定資産税の納税者が約千八百万人おられます。電気ガス税では千四百万世帯が納税対象になっておられて、きわめて大衆負担が多いというふうな感じられるのであります。今後国民の税負担をさらに軽くするといふためには、国税ももちろんでありますけれども、特に地方税の面において、零細負担を排除するといふふうな方向に持つていくべきではなからうかと思つておられます。これに對しまして、地方財政上、いろいろ困難が多いという意見が、先ほど小畑参考人からも出ましたけれども、それはなるほどともな御意見であると私は思つておられます。しかし最近の地方財政の状況を見ますと、府県の場合だけを申し上げますが、二十九年においては赤字団体は実に三十四の多数を数えておりました。そして決算収支全体で二百四十七億円の赤字を記録しておつたわけでありまして、ところが三十五年度には赤字はわずか二団体に止つておる。決算収支も四百六十五億円の黒字であります。財政再建債の償還残

高も順調に減少しているといつていいと思つておられます。今地方団体の側では、道路とか、あるいは上下水道、あるいは塵埃処理施設といつたふうなものに非常におかれておる。それで住民が非常に困窮しているから、現在の段階ではこれをまず整備するのが先だ。減税はあとでもいいというものでないのではありませんけれども、それよりもこの整備が先だといふ考え方をとつているよりであります。この意見は私にもわからないわけではありませんが、明年度のように大幅な増収が期待される機会には、もっと減税額をふやすのが当然ではなからうか、また地方団体相互間において財政力の均衡をはかる、あるいは財政運営の合理化をやる、そういうことで行政水準の引き上げはやれるのじゃないか。たとえば地方財政の三七%を占めている給与費、これは新しい財政計画では三七%以下がっておりますけれども、これは地方税収入の大半を食つてしまつておる。いわゆる投資的経費と申しますか、地方単独で事業をやる、あるいは国庫の補助による事業をやるという場合の金にたよつておるという形は必ずしも正常な形ではないと思つておられます。現実に来年は地方選挙が多く行なわれまされども、今度の地方予算の編成にあつては、いわゆる選挙目当にいろいろなことが考えられておるといふことをわれわれはときたま耳にするのでありますけれども、こういうつまらな

い——つまらないと申すと怒られますけれども、そういう不急不要の工事をやるということはやめてもいいのじゃないか。もっと必要なところに使つた方が

がいいのじゃないか、そういうふうな問題が一つあると思ひます。
それから、私は地方のことはあまりよく知りませんが、東京都の例なんかを見ますと、東京都職員の給与ベースは国家公務員よりもはるかに高い。私は正確な数字を持っておりませんが、平均大体四千円くらい高いのじゃないか。それから大阪の場合も同じであります。これは富裕団体に限りまして、貧弱な財政しかない地方ではむしろ低いところもありませんけれども、どうもこういふふうな一部で突拍子もなく高い給料を払つておるという例がありまして、どうも地方財政はルーズではないかという印象を持つわけでありまして、必ずしも全体がそうであるとは申しませんが、そういう点も氣をつけていただきたい。

それから道路の廻り返し、ガスとか水道とか、いろいろな工事をばらばらにやつて、一べん舗装した道路を何回も廻り返して、実にむだづかいをやつておる。これもまたしかられそうですけれども、成人式とかあるいは老人の日なんかを作つていろいろ催しをやっておる。ところが私の住んでいる地域では、ごみとりに来るのは、東京都の清掃局へ問い合わせますと、週に二回が原則であるといふわけですが、それが十日に一回くらいしか回つてこない。なぜそういうことになるかといふのは、これは予算が不足だからという返事をするのであります。しかしこれもつまらないところに金を使わないで、もっと必要なところに使うことによつて改善できるのじゃないか、そういうふう

に考へるのであります。

これらの点から見ると、今度の改正案というのは、どうも地方公共団体の財源保障というか、財源強化という面に重点が置かれて、減税が少しあと回しにされているのじゃないかというふうな印象を持つわけがあります。三十二年度の税制改正のときは、国税減税で地方税が大きく減らないようにというところで、課税方式の整理統合が行なわれました。その結果住民税の減税は完全に見送られたのでありますが、今回も国税である所得税の減税と、地方税である道府県民税の増税を組み合わせて、同時に行なうという方法をとっておりませんが、その結果どうなるかと申しますと、われわれのような給付所得者の標準家庭の例を申し上げます。これは夫婦、子供三人、五人家族でございますが、年収五十万円の場合所得税は前年より三千四百七十七円減る、これは三七%でございます。ところが道府県民税の方は九百九十一円、これは金額は小さいのですが八二%の増になる。これを差引すると二千四百八十六円の減税、これは二四%しか減税にならないという仕組みになっております。この場合の減税額は月にするとほぼ二百円ということになるのですが、一方では年収二十万円以上五千万円以下の金持の場合は、総合した減税率は〇・六から八というふうに非常に低いのですが、所得税も道府県民税も減税される、結果的にはこういう方式でいきますと、低所得者の住民負担の方が重いということになると思うのであります。この不公平はなぜ起こったか、私どもも税制調査会の審議の際にこの点は大いに追及したのでありますけれども、結局今まで十三段階に分けられ

ておつた道府県民税率というのを、年収百五十万円を境にしてそれより下は二%、それより上は四%というふうな税率の簡素化をはかったというための結果であります。税率の簡素化ということは、私も大賛成でありますけれども、その原則にとらわれていてということによって低所得者に不公平な負担をかけるというやり方は、今度の審議の際によく皆さん方に検討していただきたいと思っております。役所関係の方ではよく調整してあると申しておりますけれども、その点をもう一度よく見ていただきたい、こういうふうに考えております。

六休大ざっぱな意見はそれで終わります、あと簡単に二、三問題点だけを取り上げて申し上げたいと思うのであります。

その第一は、入場税の国税移管の問題であります。これについてはいろいろ反対がある。特に地方団体の側では意見もあるということ聞いておりますが、入場税収入というものは最近ではテレビその他の影響でだんだん減る方向に行つております。将来もぐつと先細りするであろう。こういうものを財源にしておられるよりも、所得税を移してもらった方が地方財政としては安心して、しかもこれは後々ふえる可能性のあるものだという点で、この措置には私は賛成であります。

それからたばこ消費税を上げたという点は、貧乏県でもかなりの税収がおりますし、全体としてもやはり今後ふえる見込みがありますので、これも賛成しております。

また法人事業税の分割基準の改正というところを行ないまして、富裕団体が

貧乏団体——これはどうも言葉が悪いので工合が悪いのですけれども、ほかに適当な言葉がないのですから貧乏団体と申し上げますけれども、これに平年度で二十億ばかり財源を移譲するというのは、いわゆる富裕団体と貧乏団体の格差を是正するという点是非常にけっこうなことだと思つております。ただ貧乏市町村に対する財源移譲というのには、あまり具体的な措置が講じられていないのではないかと。貧乏市町村は個人の市町村民税について、低所得者の税率を緩和した、それから扶養親族の課税控除の標準額を法定した、電気ガス税の税率が引き下げられた、さらに非課税品目が拡大したといふふうなことで、かなりの減税になつております。その穴埋めは、わずかにたばこ消費税の配分の仕方を改めて有利にしただけだということでありまして、この点もよくお調べ願いたいと思つております。

それから住民税につきましては、市町村民税で所得割のただし書きによる負担は、本文方式より過重だということは今までもわれわれ申しておつたのであります。さしあたって扶養人員に應ずる課税控除の標準額の法定にとどまつたということはどうもあまりうまくない。この点は今後優先的に負担が軽くなるように努力していただきたい。

に近い程度に財源の許す限り軽減していただきたい。

それからこれは悪名の高い電気ガス税の問題であります。電気ガス税を消費者に対してかけるのは、これは米や水にかけるようなものではないか、これは池田総理大臣も国会で申しておられます。従つてこれを廃止した方がよい。それから生産者に対してかけるのも、これはいわば原料にかける。原料にかけるというのはコストに響くわけでありまして、物価高を招くという点でもやはりあまり賛成できない。だからこれははずしていただきたい。諸外国の例を見ても、電気、ガスに対して高率な課税をやっている国は一つもないと私は聞いておる。しかしこの電気ガス税の税率は五百億近い金額に達しておりますので、これを一律にはずした場合は、一体かわり財源があるのかという問題が当然起こってくるのであります。今このところ一体これにかわる何がいかにということまでは私は考えておりません。これから皆さん方に考えていただきたい。それで将来は廃止してもらうという方向に持つていただきたいと思います。

それからもう一つ、これは三巻さんもおっしゃいましたけれども、料理飲食税、それから自動車税の問題であります。今度の改正で料飲税は場所区分をやめて、一人三千円以上あるいは三千円以下ということ、一〇%と一五%の区別をつけましたけれども、これはどうもおかしいのじゃないか。われわれが最初答申したときは二千円で一応区切りをつけたのですけれども、そのときも金額で区切りをつけるというのには脱税を奨励するようないかという議論があつた。ただ、いろいろ時間の関係もありまして、二千円という区分で通したわけでありまして、どうもこれを三千円に上げるということになりまして、こういう席で申し上げるのはどうかと思つて、芸者をお祭りやお葬式で飲む人もほとんど変わらない、同じ税金をかけるという不合理があると思つてあります。しかも納付期が今までは翌月の十五日までだったのを月末までに延ばした。これはどうも業者に対して一方的に有利過ぎるといふ点も問題となりまして、それから自動車税の場合もやはり答申とやや違つておりました、もつと軽減されております。この二つが政府案が調査会原案と変わった点で、料飲税では十三億円、自動車税では十億円減税分がふえておる。こういう点の必要な減税をするくらいなら、これを住民税とかその他のもつと必要な減税に回すべきであるというのが私の考えであります。

だいぶ時間もたちましたけれども、あと一つ、二つ申し上げますと、これは直接税金の関係ではありませぬけれども、税外負担の問題が一つあると思つておる。これは地方によつては税と同様に、強制的に非常に重い負担になっているという実情でありまして、今度の地方財政計画でも百億円を計上してこれを解消するといふことをいつておられますけれども、この前も、私の記憶がはつきりしませんが、たしか二百億円くらい計上して、そうして住民負担がはたして減つたかといふと、あまり

減らなかつたということも聞いており
ます。従つて税外負担の実情というも
のをよく調査して、住民に負担をかけ
ないような方法を講じていただきました
い、いろいろふりに考えておりました
大林今回の改正は、税源配分につい
ても、その根本である国と地方の財政
関係の改善という点、それから地方の
財政運営の合理化、それから国と地方
の事務の配分あるいは費用の適正化、
あるいは地方行政機構の改善といった
ふりないわば非常に重要な問題であり
まして、簡単に言うわけに参りません
です。この点があまり突っ込まれてい
ない。従つて、今の段階ではやむを得
ないと思つておられます。今後はこ
の点まで深く突っ込んでやつていただ
きたい。特に地方制度については、明
治以来、交通通信の発達した現在、い
まだに同じ府県制度をとつておりま
す。アメリカの一州ごとの面積しか
ない日本で、はたしてこれだけの県が
要るかをどうか、これは私個人の意見
ではありませんが、あるいは道州制もつと
大きく統合することによつて、先ほど
ほかの方からも話のありました地方公務
員の過剰問題、これは過剰と一口には
申し上げられませんが、少し多
過ぎるのじゃないかという感じもいた
します。これも自然に何かできるの
じゃないかというふりな感じを持って
おるのです。まあ、このところまでい
きますと少し問題が大きくなりますの
で、一応この辺でとめさしていただき
たいと思つます。

○園田委員長 以上をもつて参考人よ
りの御意見の開陳は終わりました。
次に、質疑の通告がありますので、
これを許します。委員の諸君に申し上げ

げますが、参考人の方々は皆さん御多
忙でございますが、特に上子俊秋参考
人は、職務の関係上正午までにご
だけ退席したい、こういう御希望で
ございますから、そのおつもりで御質問
願います。渡海元三郎君。

○渡海委員 いろいろ御高見ありがと
うございました。
小畑参考人に聞きたいのですが、
これは上子参考人もおっしゃいまし
たのですけれども、このたびの地方
税の改正案の中に、いわゆる税源配
分が取り上げられたのです。政府の
税制調査会が設けられました大きな
目的の一つは、国と地方の税源配分を
この際抜本的に考えようということ
でございまして、相当年月をかけて
やつていただいたのじゃないか、こう
思つております。私もこれに期待し
ておつたのですが、この期待に對して
はあまりにも少な過ぎたのじゃないか
という意見がある。私も事実その感じ
がするのでございまして。今お述べにな
りました御意見の中にも、根本的には
国と地方の制度のあり方、事務配分
あり方というものを考えなければいけ
ないんだ、答申もそのことを書いてあ
りますが、税制調査会がこのことを考
える前に、制度そのものを考えるよう
な地方制度調査会もございまして、こ
ういったところでこの根本を考へて、
この根本から、あるいは今回大蔵省が
作つておりますような国の負担金、補
助金の制度の問題の審議会とかある
は税制調査会とか、それぞれの分野に
応じてやつてもらうという方向が正し
かつたのじゃないだろうか、私はこう
いうようなことを感ずるのでございま
す。しかも今日の段階におきまして、

いろいろな御意見がございましてが、
地方財源がないために、地方税の改正
というものが、財源論からある程度考
慮されざるもやむを得ないという実態
からながめましても、ぜひとも抜本的
にやらなくちゃならないのじゃない
か、こういうふうな感じがするのであ
ります。この点についての御意見を聞
かしていただきたいというのが第一点
です。もう一つは、毎年々々地方税の改正
をやるのでございまして、知事さんと
いう立場において、こういった姿では
たして責任ある財政運営ができるかど
うか。各地方団体といえども、長年に
わたつて財政運営の計画を立てておら
れる。その運営計画の上には、おそらく
減税案というものはあまり考慮するこ
ともできないし、また考えずにやつて
おるのじゃないか。しかも一方的に國
が制度を変え、あるいは譲与税を交
え、減税をやられると、はたして責任あ
る地方自治運営ができるかどうか、こ
れではその日暮らしの財政計画を立て
るより仕方がないのじゃないか、もつ
と責任ある地方自治体の財政運営をや
るために、地方税の減税というものは、
よく地方自治体の声を聞いた上
で、ほんとうに何年か一回やるべき
なんだというまでに、抜本的に財源配
分が行なわれなければならぬのじゃ
ないかというふうな感じがするので
ございまして、この点あわせて、知事さ
んという立場において一つ御答弁願
いたい。

○小畑参考人 私も、税制調査会の一
人といまして、三年間出席をいた
しました。税制調査会の三年間の審
議の過程におきまして、いろいろな問
題点というものが究明されました、大
きな方向というものは示唆されたので
ありまして、そういう意味で相当の役
割は果たしたのではないかと思つので
ありますが、しかし問題が進んで参り
ますと、税制調査会という土俵では、
解決のつかない問題が非常に多いの
でございまして。また他面、この国庫補助
制度の再検討を行なわれる、こういう
ことであります。しかし単に国庫
補助制度というものをやつてみまし
て、それではその土俵で解決がつくか
どうかという、これまた非常に困難
な問題に当たると思つております。
結局、地方の税財政のためにいろいろ
な審議会が設けられますけれども、き
わどい問題になりまして、これは自分
の方の限界ではないというので、未解
決の問題が累積されておるというの
が、今日の現状でなからうかと思つて
おります。従つて、地方自治
というものを進展させようという基本的
な観点に立つて、総合的な立場から一
つの会合を持たれて、そして部会とし
ていろいろな問題を検討されるという
ことを、ぜひともやつていただきたい
と思つております。
それから第二点の問題でございませ
ん、一体この現状で、地方というもの
は責任のある自治行政ができるかど
うかという問題でございまして。私ども
県におきましては、今度予算編成をい
たしましたが、予算の規模が大体二百
八億でございまして。税収入がそれだけ
あるかという、二十億でございま
す。従つて九割というものは依存財源
であります。地方に財源を付与するの
という、何か非常にせいたくをするの
じゃないかという、いわゆる地方団体
せいたく論というものが横行しておる

よりであります。むしろ人からいた
だいた金というものは、無責任に使い
やすいのでありまして、自分で集めた金
というものは、これは念入りに使つとい
うのが人情でございまして、もう少し
自己財源を付与していただいたなら
ば、もっと有効適切な使い方ができる
のじゃないかと私も思つてございま
す。先ほど地方団体は、昨年度の剰
余金が大体四百六十億あるじゃない
か、黒字じゃないかとおっしゃいまし
た。なるほど、そういう計算になりま
すが、他面五百億の起債というも
のがございまして、これが赤字でござ
います。従つて、差し引きでは赤字に
なつておるのであります。いつも言
言葉でございまして、国は一銭も公債
を發行しないのに、地方は年々公債の
發行をしておる。そのほかに、数年前
の計算では、税外負担が二百五十億と
聞いていたのであります。最近の調査で
は、三百五十四億になつておるよう
であります。結局、地方財政の赤
字のしわ寄せというものは、住民負担
という形で転嫁されておるのであり
ます。PTAとか、そういうような非常
に使い方の吟味されない住民負担とい
う形を、ますます増大することがよい
のか、減税という名前にとらわれて、
無形の負担を住民に転嫁させることが
よいのか。今までは国が減税をしたか
ら地方もつき合へ、こういうのであり
ますが、国の会計は一本であります
が、地方団体は数千の団体がある。地
方自治体になつておるのであります
が、その運営は千差万別でございま
す。従つて、集計は黒字になつてお
るものであります。吹きだまりのよう
な状態もございまして、単に出た黒字を

きな方向というものは示唆されたので
ありまして、そういう意味で相当の役
割は果たしたのではないかと思つので
ありますが、しかし問題が進んで参り
ますと、税制調査会という土俵では、
解決のつかない問題が非常に多いの
でございまして。また他面、この国庫補助
制度の再検討を行なわれる、こういう
ことであります。しかし単に国庫
補助制度というものをやつてみまし
て、それではその土俵で解決がつくか
どうかという、これまた非常に困難
な問題に当たると思つております。
結局、地方の税財政のためにいろいろ
な審議会が設けられますけれども、き
わどい問題になりまして、これは自分
の方の限界ではないというので、未解
決の問題が累積されておるというの
が、今日の現状でなからうかと思つて
おります。従つて、地方自治
というものを進展させようという基本的
な観点に立つて、総合的な立場から一
つの会合を持たれて、そして部会とし
ていろいろな問題を検討されるという
ことを、ぜひともやつていただきたい
と思つております。
それから第二点の問題でございませ
ん、一体この現状で、地方というもの
は責任のある自治行政ができるかど
うかという問題でございまして。私ども
県におきましては、今度予算編成をい
たしましたが、予算の規模が大体二百
八億でございまして。税収入がそれだけ
あるかという、二十億でございま
す。従つて九割というものは依存財源
であります。地方に財源を付与するの
という、何か非常にせいたくをするの
じゃないかという、いわゆる地方団体
せいたく論というものが横行しておる

きな方向というものは示唆されたので
ありまして、そういう意味で相当の役
割は果たしたのではないかと思つので
ありますが、しかし問題が進んで参り
ますと、税制調査会という土俵では、
解決のつかない問題が非常に多いの
でございまして。また他面、この国庫補助
制度の再検討を行なわれる、こういう
ことであります。しかし単に国庫
補助制度というものをやつてみまし
て、それではその土俵で解決がつくか
どうかという、これまた非常に困難
な問題に当たると思つております。
結局、地方の税財政のためにいろいろ
な審議会が設けられますけれども、き
わどい問題になりまして、これは自分
の方の限界ではないというので、未解
決の問題が累積されておるというの
が、今日の現状でなからうかと思つて
おります。従つて、地方自治
というものを進展させようという基本的
な観点に立つて、総合的な立場から一
つの会合を持たれて、そして部会とし
ていろいろな問題を検討されるという
ことを、ぜひともやつていただきたい
と思つております。
それから第二点の問題でございませ
ん、一体この現状で、地方というもの
は責任のある自治行政ができるかど
うかという問題でございまして。私ども
県におきましては、今度予算編成をい
たしましたが、予算の規模が大体二百
八億でございまして。税収入がそれだけ
あるかという、二十億でございま
す。従つて九割というものは依存財源
であります。地方に財源を付与するの
という、何か非常にせいたくをするの
じゃないかという、いわゆる地方団体
せいたく論というものが横行しておる

きな方向というものは示唆されたので
ありまして、そういう意味で相当の役
割は果たしたのではないかと思つので
ありますが、しかし問題が進んで参り
ますと、税制調査会という土俵では、
解決のつかない問題が非常に多いの
でございまして。また他面、この国庫補助
制度の再検討を行なわれる、こういう
ことであります。しかし単に国庫
補助制度というものをやつてみまし
て、それではその土俵で解決がつくか
どうかという、これまた非常に困難
な問題に当たると思つております。
結局、地方の税財政のためにいろいろ
な審議会が設けられますけれども、き
わどい問題になりまして、これは自分
の方の限界ではないというので、未解
決の問題が累積されておるというの
が、今日の現状でなからうかと思つて
おります。従つて、地方自治
というものを進展させようという基本的
な観点に立つて、総合的な立場から一
つの会合を持たれて、そして部会とし
ていろいろな問題を検討されるという
ことを、ぜひともやつていただきたい
と思つております。
それから第二点の問題でございませ
ん、一体この現状で、地方というもの
は責任のある自治行政ができるかど
うかという問題でございまして。私ども
県におきましては、今度予算編成をい
たしましたが、予算の規模が大体二百
八億でございまして。税収入がそれだけ
あるかという、二十億でございま
す。従つて九割というものは依存財源
であります。地方に財源を付与するの
という、何か非常にせいたくをするの
じゃないかという、いわゆる地方団体
せいたく論というものが横行しておる

きな方向というものは示唆されたので
ありまして、そういう意味で相当の役
割は果たしたのではないかと思つので
ありますが、しかし問題が進んで参り
ますと、税制調査会という土俵では、
解決のつかない問題が非常に多いの
でございまして。また他面、この国庫補助
制度の再検討を行なわれる、こういう
ことであります。しかし単に国庫
補助制度というものをやつてみまし
て、それではその土俵で解決がつくか
どうかという、これまた非常に困難
な問題に当たると思つております。
結局、地方の税財政のためにいろいろ
な審議会が設けられますけれども、き
わどい問題になりまして、これは自分
の方の限界ではないというので、未解
決の問題が累積されておるというの
が、今日の現状でなからうかと思つて
おります。従つて、地方自治
というものを進展させようという基本的
な観点に立つて、総合的な立場から一
つの会合を持たれて、そして部会とし
ていろいろな問題を検討されるという
ことを、ぜひともやつていただきたい
と思つております。
それから第二点の問題でございませ
ん、一体この現状で、地方というもの
は責任のある自治行政ができるかど
うかという問題でございまして。私ども
県におきましては、今度予算編成をい
たしましたが、予算の規模が大体二百
八億でございまして。税収入がそれだけ
あるかという、二十億でございま
す。従つて九割というものは依存財源
であります。地方に財源を付与するの
という、何か非常にせいたくをするの
じゃないかという、いわゆる地方団体
せいたく論というものが横行しておる

きな方向というものは示唆されたので
ありまして、そういう意味で相当の役
割は果たしたのではないかと思つので
ありますが、しかし問題が進んで参り
ますと、税制調査会という土俵では、
解決のつかない問題が非常に多いの
でございまして。また他面、この国庫補助
制度の再検討を行なわれる、こういう
ことであります。しかし単に国庫
補助制度というものをやつてみまし
て、それではその土俵で解決がつくか
どうかという、これまた非常に困難
な問題に当たると思つております。
結局、地方の税財政のためにいろいろ
な審議会が設けられますけれども、き
わどい問題になりまして、これは自分
の方の限界ではないというので、未解
決の問題が累積されておるというの
が、今日の現状でなからうかと思つて
おります。従つて、地方自治
というものを進展させようという基本的
な観点に立つて、総合的な立場から一
つの会合を持たれて、そして部会とし
ていろいろな問題を検討されるという
ことを、ぜひともやつていただきたい
と思つております。
それから第二点の問題でございませ
ん、一体この現状で、地方というもの
は責任のある自治行政ができるかど
うかという問題でございまして。私ども
県におきましては、今度予算編成をい
たしましたが、予算の規模が大体二百
八億でございまして。税収入がそれだけ
あるかという、二十億でございま
す。従つて九割というものは依存財源
であります。地方に財源を付与するの
という、何か非常にせいたくをするの
じゃないかという、いわゆる地方団体
せいたく論というものが横行しておる

もつて、地方団体はいいではないかと思つて、要するに、私どもは、全体の予算の九割が依存財源であるという、こうした姿では、結局責任のある自治運営というものは、なかなか保しがたいというものが現状でございますので、やはり地方の行政水準を引き上げる、それには自主財源を付与するという基本的な立場に立つて、今後一つ、いろいろな機関なり検討が持たれることを切にお願いしたいと思つております。

○渡海委員 上子参考人は、時間の関係で帰られるのでございますので、ちよつと二、三点。これは意見を交えて失礼になるかと思つて、上子参考人は、税制調査会にも出ていただき、あるいはまた論議の面を受け持つておられますので、地方自治のあり方というものについて、強い批判力と、また及ぼされる影響も大だと思つて、特に質問させていただきます。と同時に、地方自治のあり方というものを、今後とも一つ御協力を賜わりたいと思つております。

まず第一点は、減税規模が国税と比べて非常に少ないのではないか、こういうことでございます。これは清水の舞台から落ちたつもりで、自治省は減税をやつたのじゃないか。小細参考人は、少し多過ぎたのではないかと、うことを言われておつたのであります。これは立場の関係上どうだと思つて、なるほど国が一億餘り、地方は初年度にいたしまして二百七十三億、しかも今差し引き百九十一億だと言われましたが、国の減税が、千億の中には、当然三税の減税が、千億のうち、しかもそれが大部分なのでござい

ます。その三税の二八・九割というものは、国が減税をやることによつて当然減らされます。このたびの三税の減税額が大体九百六十億、これによつて交付税の減つて参りますのが二百七十億、そのうち引かれまして七百億、地方は今の二百七十三億でございますが、この上に加つて五百七億、しかも地方の税収というものは、今申しましたように一千七百億しか自然増がない。交付税の増を加えて二千五百億、そのうち国との比率において、結局地方が若干軽い負担で減税をやつておられるのじゃないか。要は、私は国の税金と地方の税金とを比べて、税とられる側は一本でございますが、国税と地方税の現状からいって、住民の感ずるものは、非常に過重に感ずる税が地方税の中にあるのじゃないか。ところが国の方は、七割ものものを国税で取り上げて三割しか地方に渡されておられない。これほど少ない財源ですから、地方が税改正がおくられてしまった。これはやむを得なかつた。むしろもつと移譲をやつて、その中で住民の課税を国税と同じ負担の限度まで下げるのが当然だ。上子参考人が言われました前にもつと国税の移譲があつて、そして地方税を下げるということが、私は必要じゃなかつたかと思つて、この点いかがでございますか。

○上子参考人 大へんおほめにあつたあたりひやかされたりしましたが、最初の、国税の減税に比較して地方税の減税は、決して少なくないというお話をあります。私もその通りだと思つて、ただしきようは地方行政の委員会で、地方税の減税

だけ私はお話をいたしました。国税の減税についても、別に意見を持つておられます。しかも、これは税制調査会の速記録に残つておると思つて、速記録にも、国の増収が大体五千数百億ある、来年度二千億以上の減税をすべきだといふことは私も申しておりました。たまた私の意見が少数意見となりまして、今おつしやつたより千億程度の減税にとどまつたのは非常に遺憾なことでありまして、従つて国税の方ももつと減税してもいいだろう、だから地方税が若干少くないといふ点も、国税がもつと減税しておれば、大したことはないといふふうな言い方ができると思つております。

もう一つの、地方にもつと財源を移譲してやれ、仕事の量からいって、中央官庁は計画官庁である、実施主体は地方出先機関で、出先機関と言つては適当ではありませんが、地方団体であるといふ点は私も認めておられます。しかし、一体今使われておる地方財政の内容が、はたして妥当なものかどうかといふ点になると、どうもそうではないのじゃないかといふ疑いを持つておる。ただ先ほど税制調査会が根本的検討をやらなかつたという御質問が小細さんにあつたわけですが、まさにその通りであります。税制調査会は税制だけのワクをはめられておりまして、歳出まで押えるということをやつて、いいの悪いのかといふことは、税制調査会が始まつた当初においてわれわれも非常に議論をした。結局これはやめた方がよからう、われわれの仕事のワク外であるといふことで、歳出まで調べるということではできなかったわけ

それから地方行政制度の問題について、これは別個の機関でやればよいといふことで触れなかつたために、先ほど私が申し上げましたように、根本的な検討を怠つておる。その結果いろいろ微温的の申しますか、小手先のよきな改正案しか作れなかつたといふことを申しておるのであります。従つて、地方の仕事といつても、たとえば、私、公務員のことばかり言つて、社会党さんあたりからいられるかもしれません。地方公務員の数といふのは三十六年度百六十万一千人おるわけです。おそらく国家公務員の方がそれよりも十萬ばかり多い、これも問題になると思つて、地方は、昭和十三年度においてはほぼこの半分だつた。私は記憶しておる。もちろん福祿國家をめざして政治が行われている以上は、地方公務員の数もふえるのは当然と思つておられます。昭和十三年度に比べて二倍以上の人員がいるといふ点、やはり疑問があるのじゃないか、これも一体どういふ仕事を一人々々して、だれが遊んでおるのかといふことを正確に調べないことには、私も自信があることは言えないのです。何かよけいなことをし過ぎておるというふうな感じも持つておられます。そういう意味で財源の移譲をされるという主張はわからぬこともないのですけれども、その前に歳出の内容をもう少し検討してもらいたい、これが私の願いであります。

○渡海委員 歳出の検討はよく言われ問題でございます。当然のこと、私たちが考えなくてはいけないと思つて、御意見の中にあつた給与費が三七七を占めておるといふこと、

昨年の給与費は三八％、ベース・アップしながらも一％減つておるのであります。しかし地方団体といふものは、国と違ひまして、実施機関じゃないか、この三七七の人員費の中には、今投資的経費と対比されましたが、むしろ事業をやる投資的経費に入れるべきものが、この中にも入つておるのじゃないか。警察官吏にしても、学校教員にしても、この給与費の観点から言いましたら、この給与費の観点から、公務員の数もふえるといふことだけで、割り切れないものがあるのじゃないか、地方の給与費といふものは、名前が給与費でございますが、給与そのものが、人そのものが仕事をしておるということ、しかもそれが大部分を占めておる。私も精細には調べておられますが、むしろ本庁の職員増加程度といふものが国と比べて圧縮されておるのじゃないか。要は、不要な人員が多持つておるために、国が出てこなければならぬといふことで要らぬ費用も出てきますから、むしろそんな財源は地方にやることにすれば、国も簡素化され、地方も簡素化される。しかももつと必要な部面に金が投げられる、それを住民に監視していただく、そのために財源配分が必要だ、私たちはそんな感じでも持つておられますが、その点についてのお考えをいただきたいのと、もう一つ給与ベースのこと、地方は大体国家公務員よりも高い給与を払つておるのじゃないか、なるほど東京、大阪あたりではそうでございます。そこでそんな富裕団体は財源をふつた切れという議論がよく出てきます。しから

ば東京、大阪の吏員にそれだけの給与を

ば東京、大阪の吏員にそれだけの給与を

すと、どこからか何らかの圧力があつた
というふうな言葉もありましたけれ
ども、やはりそういうふうな意味から
申しますと、まじめに、ほんとうにす
なおな気持ちで税制調査会に諮問したな
らば、そのいいところというものは、
やはり大衆課税だと反対されないよう
に、そういうことを十分くみあげて税
法の改正の中に入れていかなければな
らぬと思う。こういふところに問題
があるかというふうに私は基本的に
は考えるのです。三人の方から率直な
御意見がございましたし、一般論とし
ては、一応この際渡海さんから論じら
れましたので、私は今後税制の小委員
会で具体的問題を検討していきます
建前から、小さな税目別の御意見を皆
様方にお聞きしておいて、今後慎重に
審議していきたいという考へ方に立っ
て御質問を申し上げたい。このように
思うわけでございます。

まず第一に、どなたからも出ており
ました税外負担の問題でございますが
これははつきり地方財政法の第二
十七条の三に、市町村の当然負担すべ
きものについては、これを市町村民の
負担にさせてはならないということが
明瞭に法律としてあるわけですが、こ
ろが実は、実際問題としてそれがな
か実行されておらない。できれば何
とかやりやすい方向からお金を集めた
いということが問題になりました。税
は税としてとるか、同時に別個
にまた寄付金を集める、こういう格好
になりがちなのが地方財政の状況では
ないかと考えるのです。
そこで知事さんにお聞きしたいので
すが、地方の税外負担の問題につい
て、どのように法律が守られておるの

か、あるいはこれにつれて政令も施行
されているわけですが、これがどのよ
うに市町村や県で具体的にこなされて
おるのであるかというのを私は懸
念いたしますので、この点一つお聞き
しておきたいのですが、こういうもの
が制定されます以前と後とは、大し
て差がないのかどうか、具体的な状況
というものをお聞きしたいのですが、
これがだんだんふえていくという問題
は大へんな問題だと思ひますが、どう
でしょうか。

○小畑参考人 政府からいろいろな通
達もございしますし、財政法の規定も
ございします。そういうものが制定せら
れる前と、現在はどうかというのであ
りますが、相当是正をされておしま
い、私も市町村の分担金というも
のはできるだけ軽減をいたしたい、また
市町村でもそうしたものには軽減に努
めておるのであります。しかしながらど
うしても解決のつかない点があるの
でありまして、それは国の補助基準と
単価の問題でございます。たとえば、
一番大きいのは教育費の分担であらう
と思ひますが、文部省の補助
単価というものは、大体坪数に対して三
割減をいたすのが一つの常識になつて
おるのであります。実際に必要な坪数
に対して、まず三割のものを頭切りを
する。それからたとえば建物の構造で
あります、今度改正をされました
筋が六割、鉄骨が一割、木造が三割と
こうなつております。しかしながら、
これから建てます高等学校に木造なん
というものはあり得るはずがございま
せん。それから一坪当たりの単価であ
りますが、大体たしか鉄筋コンクリー

トで六万三千くらいだと思ひるのであり
ますが、六万三千で鉄筋の建物が建つ
わけがないのであります。従いまし
て、どうしても必要でありますから、
やはりその増加分は地方と住民が分け
合ひ、こういう形でございます。従い
まして、私も法律また通牒は守つ
つて漸次軽減に努めておりますが、根本
のこの国の補助基準といひますが、単
価というものが実情に即するようにな
らないものは、なかなか税外負担の解
消はできないではないか、こう思ひの
であります。ことに高等学校に対する
対策が現状のような状況では、おそら
く税外負担というものは飛躍的に増大
するのではないか、好むと好まざる
にかかわらずそういう状況になるであ
らうというのを、先ほども申し上げ
ましたように、心から憂慮をいたして
おるわけでありまして、

○二宮委員 私は昨年雪害調査で秋田
県におじゃまをいたしました、特に雪
の深いところにおける火災は非常に危
険を伴うといひますが、人命を失うこ
とが多い、出口が非常に少ないため
に非常に多いのだというところをお聞
きいたしました。同時に、近ごろの新聞
を見ますと、東京都などでは木造で高
層の建物があつたために、火災が起
こりますと死亡者が非常にふえてく
る、こういう実情にあるわけなんで
ございします。ところが消防費を私調査し
て参りますと、国における負担費は、
ことしの全体の予算が二四％増になつ
ておるにもかかわらず、消防費は昨年
の国の費用に對しましてわずかに一
二％、それから県の負担を申し上げま
して大へん失礼ですけれども、実は
〇〇〇五％三十五年は減つておると
いふような実情でございます、市町村
においてはそれが少ないために税外負
担をしてやはり寄付を集める、このよ
うな状況になつておるのでございま
す。特に火災によつてなくなる場所
の人数は、三十年の六百九十四名とい
う死者に對しまして三十五年は七百八
十名というふうな上昇率を示してお
るような状況であります。近ごろの新聞
は、火事のためになくなる方の報道
が、非常に大きく伝えられておる状
況でございます。このように、県、市
町村とも、交付税をもとにいたしまし
た消防に対する費用は非常に少ないの
でございますけれども、何とか消防に
對する特別な税金といふものを考へて
みたらどうかという考へ方を私どもも
持つておるわけなのですが、これに對
する考へを聞かしてもらいたい。

○小畑参考人 いろいろ地方自治体の
財源の区分、仕事の区分を考へてみま
すと、消防こそは市町村自体の仕事で
あらうと思ひのであります。しかしな
がら、今お話しのように、消防施設に
對する財源付手が足りないものであり
ます。府県負担が非常に減つたじゃな
いか、こういうことを先生おっしゃるの
であります、むしろ市町村の消防費
に對して府県が負担すること自体が負
担区分から言へばおかしいのであり
まして、全く逆の状況だと思ひのであ
ります。しかし、やはり市町村ではな
かなか切れないので、なげなし
の金からはたいして市町村のポンプの設
置あるいは水槽の設置等に對して補助
をいたしておるわけでありまして、従
いまして、消防に對して一つの目的税を
設定するといふことにつきましても、
私ども趣旨をいたしまして賛成でござ
います。

○木田委員 ちょっと関連をしまし
て、税外負担について上子さんにお尋
ねをしたいと思ひます。
上子委員は先ほど、税外負担は非常
に重くてもそれが強制性を持つて
いるから問題だといふ点と、減らす減
らすといつてもこれは減るものじゃな
いのだという摩訶不思議な性質を指摘
されたと思ひますが、秋田県知
事の小畑さんが、減税をすれば地方負
担がふえるわねと、別の言葉で言へば、
いふような意味のことをおっしゃつ
た。それを上子さんが最後に、これは
減る減るといつて減らないものだと
おっしゃつた。このところなのです
ね。税外負担といふのは全く減らない
ものだ、私もそう思ひのです。三百
五十何億なんといふ数字のことがちょ
いちょい出るけれども、そんな小さな
ものでは絶対にない。そういうのが地
方の実情であります、税外負担を減
らすといふことについては、とても今
の税制では無理だと上子委員は考へ
になつていらつしやるのですか。それ
とも税外負担を減らすことのみ手と
いふものについて、何かお気づきに
なつていらつしやる点があるのではし
ょうか。それを承つておきたいと思ひ
ます。

○上子参考人 どうもむずかしい質問
がだんだん出ます。私は先ほど税外負
担は減らないものだとは申し上げてお
りません。ただ前に減らすといつて予
算をつけたけれども、あまり減つてな
いようだとお聞きを申し上げたわけ
であります。だから税外負担解消のた
めにいろいろ金をつければ、だんだん
減つていくだろうとは思つておりま
す。ただこれは絶対に減らないもの

以上であります。

○川村(兼)委員 租税の負担率の問題は、仰せの通りだと私も存じておるわけですが、これはいつも政府は諸外国と比べると高くない、こういうことを言っております。しかしやはり国民の所得と対比して考えていかなければなりませんし、社会保障その他、いろいろの諸施策等を考えあわせて参る必要はもろろん当然あると思ひます。ただ本年度負担率の二・二・何%というその率の割合から申しまして、国税は一五・何%というように昨年より下がっております。ところが地方税は下がっておりません。こういう割合からすると、やはり国税の減に対応する地方税の減がないというようなことはわれわれとして十分考えて、大衆の負担がより増加しないようにはしていかなければならぬ、こういうことを考へるわけです。そこへ実は、税制調査会におられますから、私はどういふ税目がそういう点では一番目的を達し得るかという点でお尋ねいたしましたわけでございます。いろいろお尋ね申し上げておる時間がいただけなので大へん残念でございますが、他の問題はほかの御出席の皆さん方にお聞きすることにいたしましたし、もう一つ上子さんにお尋ねしておきたいと存じます。

税制調査会でも料理飲食等消費税は、結局場所課税を廃して金額課税に変えろという答申がございました。政府としてもそういう形で三千円の線を引いて出してきたわけでありまして、これはやはりいろいろ考へ方があると思ひますけれども、料理飲食等消費税というものは、やはり根本の思想には奢侈的行為に課税するというのが一

つの考え方になつておると思ひます。それを二千円とか三千円とかいふ金額によつて区分するのが妥当なのか、あるいは従来通りにやはり場所によつて区分していくのが妥当なのか、これは議論の分かれるところと存じますけれども、もしも今回の金額によつて課税されることとなりますと、現在のやり方でさえも非常に不明朗な脱税的な行為が行なわれておる。この十分なる捕捉ができない状態であるかと私たちは見えておるわけでございますけれども、それを金額によつてやるということになると、そういう脱税行為はもつともつと容易になるのじゃないか、私はそう思つておるわけでございます。これは場所によつてはどんなことでもやれるということになりまして、これが創設された、改正された裏側にはいろいろ問題がございまして、そういう点々を心配いたしております。そういう点上子さんはこの料理飲食等消費税についての今度の改正に御賛成下さつておるのかどうか、あるいは自分はやはり従来通りがいいとお考へになつておりますかどうか、その辺のところを一つお聞かせおき願ひたいと思ひます。

○上子参考人 ただいまの御意見は一々ごもつともだと思ひます。ただ税制調査会が場所課税をやめて金額課税に変えたというこの背景には、たとえは新橋あたりの高級料理屋とそこいらの一ぱい飲み屋では、場所がはつきり違ふといつて簡単に分けられるので、が、だんだん近寄つておきますので、その場合に女がいるからとかあるいは座敷が広いから狭いからとか、あるいは座敷があるからないからということ

では、どうも区別がしにくい境界線が出てくるわけでありまして、そこでどうも不公平になる。場所でやるとどつちへ持つていったらいいか、適当でないというところが出てくるもので、すか、省れれば一つ金額でやろうじゃないか、その方がはつきりするということとで金額に変えたわけでありまして。しかし今御指摘の通り、たとえば五千円飲んででも人数をふやせばたちまちその金額が下がる、だから幾らでも脱税できるという懸念はわれわれも持つております。しかし、いつて場所でも工合が悪い、金額でも工合が悪い、一体どつちにしたらいいかという非常にむずかしいところなので、とりあえず私どもは金額でもいければいい、しかしそれは二千円にしてほしい、三千円は困るというふうなその趣旨は、先ほど意見の中で申し上げましたから繰り返しませんけれども、そういうことでやつたわけでありまして。私個人が賛成したかしないかという点については発表していいのかわかりませんが、その返事は保留させていただきます。

○木田委員 関連して、上子さん、今の料理飲食税でございますが、先ほどのあなたの御発言の中には、業者に一方的に有利な今度の改正案だと御指摘いただいたと私は承りましたが、確かに今度の料理飲食税の改正案というのは業者者に非常に有利であり、その圧力に屈したものとみななければ説明がつかぬと思ふのです。こういうものを、場所の区別がむずかしいからとかどうとかいふようなことで説明をしようとしたら、それは説明できない。一々ちゃんと、これは料理店だ、これはカフェー

だ、これはバーだという場所の認定は、そんなにむずかしいものじゃない、行政上の指導でできるのです。ですから一応これを金額にしたということとは、少なくとも今まで料理飲食税は高級飲食店からあまりとれなかつたから、この取税率低いのをカバーして正当化するための魔法だと思ふのです。そういう点をお考へになつたと思ふのですが、同じ意見でございませう。

○上子参考人 どうも、同じ意見でしようと思ひます。先を答弁されましたので、もう必要はないと思ひますが、確かにあなたの御指摘の懸念はあると思ひます。ただ税制調査会の名譽のため一言弁しておきますと、われわれの方に對してはどこからも圧力はかかつておりません。いろいろ、陳情その他は多数参りましたけれども、それは公平な立場から取捨選択しておりました。だからその後変えられたということについては、私どもとしては責任は負えないということでありまして。

○二宮委員 私が基本的に申し上げましたことに上子さんも誤解されておるようですが、税制調査会の原案を全部浸にしたのだというのではないのです。それより以前に政府は、税制調査会の答申があるから、それがあつたら基本的にやるのだということを言明しているのです。そうすれば、やはり出たときにはそれを尊重するということの裏返しなんです。それから、私どもは税制調査会の皆さん方の御努力に對して感謝をし、政府自体もそれを感謝して、そうしてそれを取り上げるといふことにいくことがいいのだ、こういう立場で申し上げておるわけなんです。

ただいま問題になりました料飲税の問題につきましても、これは今度の地方財政計画の中でも大臣が堂々と云つておられるのは、やはり地域格差をなくすのだという項目が一つの柱としてあるのです。しかしながら今の問題はこういう問題と矛盾をする問題であろうと私は考へます。従つてこれは今後の小委員会等におきましても、あるいは財政計画の問題等においても論議しなければならぬ問題だと思ふのですが、もう少し税目別に砕いて、地方自治体のあり方等から一つこの際お聞きしておきたいのです。

まず、懸念されます問題は、高校生急増対策に対する政府のやり方は、私は非常に姑息な態度であるといふように一言葉は少し過ぎるかも知れませんが、文部大臣は本会議場で、これは終戦処理としてやるべき問題だといふふうに言つておられるのです。終戦処理ということは、外地におつた男の方が帰つてきた、従つてできた子供なんだからこれは國が責任を持つてやらなければならぬ問題だ、こういう意味であらうと申す。私もその中で荒木さんは、残念ながら敗れましたという言葉も言いました。これは大蔵省との折衝の間に敗れたという意味であらうと私は解釈するので、すけれども、これらが全部起債に持ち込まれた。あるいははわずかに出ておるのは工業高校の十三億という問題、私立高校の十億という問題、それらの問題以外はほとんど全部は起債の中に持ち込まれてしまつておるといふ状況でございまして。これは地方税法とはいささかちよつと問題がずれるのでありま

すけれども、この機会にぜひ一つお聞きしておきたいのです。こういふ問題をなさると、私は地方財政に非常に大きな圧迫を加える結果になるのではないかと、いろいろにも考えるわけでございます。従つて終戦処理として考へると、この文部大臣の態度であるならば、やはり当然の責任において、この高校生急増対策というものは、身近な姿でその財源措置をすべきであるというように考へるわけなんですけれども、これに対して知事さんという立場から一つ地方税法から少しはずれませけれども、お答えいただきたいと思ふのです。

○小畑参考人 お答え申し上げます。

高等学校の問題は、私は二つの問題があると思ふのであります。一つは高等学校の対策といふものに対して、これを全部現段階におきまして、府県にまかせておいていいのかわどうかという基本的な問題があるのであります。今日私どもの県でも、高等学校の就学率といふものは五〇％をこえておるのであります。ところが今高等学校の生徒一人にどれだけのかかるかというところ、先般計算をいたしましたところ、あらゆるものを含めまして大体二万九千円であります。授業料収入は月六百五十円で、年間七千八百円でございます。それから、大休県立高等学校の生徒一人に対しては純興費で二万円以上を投じておるわけでありまして、しかもその生徒は一体どこに行くかというところ、まことに地方的なことを申し上げて恐縮であります。が、中学校、高等学校総じまして、卒業生の県内に残る数といふのは昭和三十六年度はわずか一八％であります。せつかく地方の県が純興費

で二万円以上のものを負担をいたしまして、その八〇％が関東、関西に来る、こういう事実を考へましても、一般の高等学校対策費に対して国が交付税だけ見ておつていいのかわどうかという大きな問題があるのであります。しかし私どもは今、当面いろいろ根本問題を言つておるのではないのでありまして、昭和三十一年度からふえて参りますところの急増対策につきましても、これはやはり終戦処理の一貫として、これだけは地方も責任を負うのが、地方だけではまかなえないからして、まことに謙虚な要望でありまして、だんだんとお入り参りまして、せめて校舍に対しては二分の一、施設に対しては三分の一という、まことに謙虚なお願いをいたしておるわけでありまして、これに対してはことし一月二十七日の閣議の決定では、昭和三十一年度からは別に考慮するが、昭和三十一年度におきましては交付税で九十一億、国庫補助は十三億、起債は五十億、なお土地については足りない分は起債を考へようということになつたのであります。従いまして、これは要するに幾らか足りないというところの問題でありまして、私も知事会といたしましては、明日、明後日二日間緊急の知事会を開きまして、昭和三十一年度以降のことはさておきまして、昭和三十一年度内だけで計算に計上したか、また年度内にどれだけ計上をしなければならぬかという金額を寄せてみまして、これから所定の財源手当を差し引いた残りは、とりあえずことしは起債でまかなつてもらいたい。三十一年度以降は一つ抜本的な対策を立てていただきたいというの

が私どもの要請でございます。○川村委員 今二宮議員の質問中でございますが、ちよつとその中にはさまたせていただきまして、小畑知事に一つ二つお尋ねしたいと思ふます。一つは、入場譲与税の問題でございますが、上子さんは先ほどのお話の中で、いわゆる所得税の一部を県民税として移譲した。その方が安定性があるし、入場譲与税は伸びが少くないから、かえつてその方がいざらうという御意見があつたと私記憶しているわけでありまして、小畑さんは入場譲与税の制度の廃止、これには賛成ではないやうでございます。残しておいてもらいたいという御意見であつたと存じます。実はそこで、ちよつとお尋ねをいたしますけれども、私たちは、実はこれはぜひやはり残しておいた方が、地方の財政の問題から考へても、地方の財源から考へてもいいのじゃないかという考へ方を持っております。そこで、秋田の知事さんにちよつと数字のことをお聞きしてみたいと思ふますけれども、私の持つております資料では、三十一年度は、おたくの方は三億四千万程度の入場譲与税が参つておるやうでございます。ところがそのときに、同じ三十二年度、あなたの方の県では県で取れた入場税といふものは一億三千二百万であつて、結局プラスの一億七千二百万というのがプラスされて配付されておる、こういうことでございまして、そこでこれがなくなるとなると、年度別によつて少しの差異はございまして、けれども、大体三億程度の減収になる、こう見て差しつかえないの数字に誤りがありましたら指摘して

いただく。と同時に、今度県民税の、いわゆる所得税の一部移譲による増収分といふものが、秋田県で幾ら一体出てくるか、この辺のところを試算下さつておると思ひますが、それをちよつとお聞かせいただきたいと存するのでございまして。

○小畑参考人 今お話がございました入場譲与税の金額と、実際入りまする数字は、大体先生のおっしゃる通りでございます。県民税の増徴分を計算をいたしますと、今大体の計算でありますが一億二千万ぐらいの増収になると思ひ込んでおる次第でございます。

○川村委員 入場譲与税が三十二年度配付されました総計は百七十四億三千万、大体こういふ数字になつております。三十一年度百六十三億、少し減つておるやうであります。三十二年年度の当初見込みが百六十二億でありまして、ことしはそれに約八億の自然増を見込んで百七十億程度自治省は考へております。百七十億となりまして、大体昭和三十一年度程度の金額でございます。今私お尋ねをいたしました数字からいたしました、御指摘の数字からいたしましたに相当欠陥が出る、こういうことを考へなければなりません。もちろん入場譲与税は、なかなか急激に増加を望み得る税収でございますから、あるいは県民税の方に、一部移譲という形を持つてきた方がいいのじゃないかというところを、将来は一応考へられるわけでございますけれども、何といつても、これは全都道府県ではなはいと思ひますけれども、相当の県にやはり同じような状況が出てくるんじや

ないか、こう考へますと、わずかに百九十億程度の所得税の一部移譲という形で税源を付与しても、力の弱い地方団体、府県は、相当の程度ではマイナスになるんじゃないかという考へ方を持つておるのでございまして、けれども、この点についてお考へをいま一度お聞かせいただくと同時に、何とかこの入場譲与税はやはり地方財源として持つておく方が必要じゃないかと考へるわけでございますけれども、御見解を一つお聞かせ願ひたいと存じます。

○小畑参考人 先ほども申し上げましたように、入場譲与税は廃止をする、県民税は増収をはかる、そこでこれが二者択一で、どちらかをとらなければならぬがお前はどつちをとるかというところ、私は、やはり県民税は成長株でありまするから、入場税は先細りの株であります。私どもはやはり県民税の増収を選びたいと思ふのであります。しかしながら、国と地方の財源配分という根本精神はそれでいいのかわどうか。要するに五を与えるかわりに五マイナスをするというやうなことは、何も財源の付与にならぬではないか。しかも総体が減るといふ中に、私どもの名前を書いた令書だけがふえて参る、これは非常に困るのであります。県民からはお前が増税したといふことを言われまうし、それから町村からは、こんなめんどくさいことは厄介だといふふうに、サンドイッチになつて苦しむといふことは困る。やはり財源がふえるという楽しみがあればこそお引き受けしようといふのであります。それが住民税は交付団体で百三十八億ぐ

らいいえらる。しかし入場税は国

で減らされるというのであります。大体百七十億ほど入るのでありますから、財源計算からいへば百七十億という収入が減ったという格好になります。従って交付団体だけで計算をいたしますと、ふえるものが百三十八億、減るものが百七十億、マイナス三十二億であります。しかも税金はふえて町村から小言を言われる、こういうような形が一体いいのかどうかという問題でございます。従いまして、私はやはり国、地方の財源配分という根本精神というものは、国から地方に対して財源を付与してやる、こういう立場に立って考えていた

だかなきやならぬと思っております。従いまして、私どもは形は増税という格好になるが、総体の住民負担がふえないで、所得税から所得割に振りかえたということは、よくも政府がここまで踏み切ってくれたと非常に感謝をしておるのであります。そこで前らの持っている入場税をよこせということをいわれますと、これは非常に好意に対して水がさされるようになって残念であります。もちろん入場譲手税は現在交付税の前渡しのような格好になっておりますので、その点は交付税でカバーされると思っておりますが、しかし私も弱小団体といたしましては、交付税のほかに、このような調整財源があつてほしい、ぜひともあるべきだ、そうして今回の所得税と所得割の振りかえが、心から地方団体に喜んでいただくように、与えるものを与えて、入場税は百億でけつこうでありますから、これはやはり存置していただきたい。しかも沿革から見まして、これは観覧税として地方

に古くからあつた税金でございますし、地方にとつてはなじみの深い税金でありますから、これは一つぜひとも存置していただきたいというのが地方団体の要望でございます。

○川村(総)委員 この税目は御承知のように歴史から考えましても、やはり当然もう一べんそのまま地方に返すという考え方は、私は筋が通ると思えますから、私たちがそう願っておりますが、知事会としてもぜひ御検討をお願いしたいと思います。

いろいろお尋ねいたしたいと思えますけれども、最後に一つだけお尋ねしておきたいと思えます。木材引取税、木引税の問題であります。知事さんの地方は非常に山の多い、しかも優秀な木材のとれるところでございます。市町村にはこれは相当重要な財源じゃないかと思えますが、それらの徴収の現状というものは、一体毎年徴収がうまくいっているのか、あるいは延びていっているのか、その辺のところはいかがでございますか。実は私、自治省からもらつた資料を見て、意に解しないところがあるのでございます。と申しますのは、市町村民税の税収見込みを申しますと、昭和三十六年度の当初見込みが木材引取税は十八億一千五百万円、三十七年度も同じ十八億一千五百万円、こう並べてあります。これはやはりもう少しこの実態をよく調べたら、少なくとも出てくるべきじゃないか、これが出てくるべきじゃないか、私として考えるのです。同じ数字が去年もことしと並べてあるというのは、木材引取税にあまりにも冷淡というか、投げやりにしておられるのか、そんな税金はもう要らぬと考えるのか、

あれやこれや憶測をたくましくせざるを得なくなりまして、秋田の状況等から、木引税の現状というふうなものをちょっとお聞かせ願いたい。

○小畑参考人 実はこの木材引取税というのは、秋田県が昭和二十二年に、独立税として全国に先がけてやったのであります。これは秋田県にとりましても、私もこれを創設したつもりでありますので、非常に関心が深いのであります。これに対して私いろいろな意見がありますけれども、差しさわりのないで、まずお尋ねの点だけお答え申し上げます。木材引取税は、県におる時代よりも、町村に参りましてから必ずしも捕捉が完全ではないという事は事実であります。従いまして、私どもも町村の指導をいたしましては、この捕捉につきましては一つ十分努力するようにしております。絶えず指導いたしておりますが、全国の伐採量と比較いたしまして、捕捉が必ずしも十分でないという事は、お答え申し上げます。

○園田委員長 安宅常彦君。安宅委員 秋田の知事さんにちよつとお伺いしたいのですが、私は概念的なことだけをお尋ねしますけれども、どうも地方交付税の場合、実績主義という形で今まで予算が立てられてきた。たとえばこういう事業をやる、それだけしかあなたの方では使わなかつたではないか、あるいは教育費を算定する場合にしても、去年の実績はこうだったじゃないか、だからこのくらいだという、そういう考え方で、いわゆる実績主義が今の交付税の一つの立て方の基本になっておられるのではないかと

思うのであります。従って、あれもやりたい、これもやりたい、交付税なんかずつとふやしてもいいという希望があつても、この実績主義というものがたつたおつて、どうも思うようにいかない、こういうことが大へん県の当局者としては問題点になっておるのではないかと、こう私は思つておるんですが、この点痛切に感じたことがないでしようか。ちよつとお伺いしたい。

○小畑参考人 従来私どもが交付税の配分について不満を持つておつたことは、交付税というものは、大体、現在ある施設の償却を見ておるといふことに、非常に大きなウェイトが置かれておつたわけでありまして、従って道路の延長が長い、港湾の施設がある、こういうようなところに経費が多くいっておつた。しかしこれを裏返して考えますと、施設のあるところはもうすでに償却が済んでおる、むしろないところにつけるという要素があつていいではないかという事を、たびたび主張いたしまして、現在では未開発補正とかあるいは態容補正とかいうもので相当補正をされておられて、結局総体の姿は交付税と税の負担を足したものが大体各県とも見合つておるといふこと、現在では相当補正をされておる、こう思つておるわけでありまして。

○安宅委員 それでは具体的な問題に今度は入りますが、先ほど問題になりました税外負担の問題でございますけれども、知事さんは先ほど百億くらい計上しておられるのだが、これでは税外負担の解消のために足らぬ、こういうふうな発言をされておつたやうであ

ります。その中で大体税外負担というのは三百四十五億くらいあるというふうにお話されておつたやうですが、私どもはもつとあると思つておる。ところが自治省の方の見解は、これは財政局長がきのうですか、おとといでしかか言つておつたのであります。こういふことだと言つておるのです。こういうことでしょつちゅう自治省などと接触面が多い知事さんの方の会あたりで、いろいろと数字の問題でやり合つたことはございませぬか。

○小畑参考人 これはどこまでを税外負担と見るかという問題が非常にあります。高等学校の雨天体操場というのは大体二百坪に相なつております。ところが住民は、とても二百坪では公会堂に使えないから、三百坪にしてくれ、こういう非常に強い希望がござります。そこで私どももいたしましては、二百坪は県でやるけれども、ふえた分は地元でやってくれ、こういうことになりまして、そうすると百坪分は地元負担になります。それが戦格な意味からいって、地元負担といえるかどうかということにも非常な問題がござります。三百五十億という自治省の発表が正しいのか、もつとあるのか、あるいは戦格な意味でもう少し不足なのか、これは私も自信はございませぬ。しかしながらともかくも国の国庫補助の単価なり基準なり、あり方がこのようなままでは、今後減るところか、ますますふえていくのだというところは、これは確信を持って申し上げられます。

○安宅委員 それでは具体的な問題に今度は入りますが、先ほど問題になりました税外負担の問題でございますけれども、知事さんは先ほど百億くらい計上しておられるのだが、これでは税外負担の解消のために足らぬ、こういうふうな発言をされておつたやうであ

ります。その中で大体税外負担というのは三百四十五億くらいあるというふうにお話されておつたやうですが、私どもはもつとあると思つておる。ところが自治省の方の見解は、これは財政局長がきのうですか、おとといでしかか言つておつたのであります。こういふことだと言つておるのです。こういうことでしょつちゅう自治省などと接触面が多い知事さんの方の会あたりで、いろいろと数字の問題でやり合つたことはございませぬか。

なくて、もう少しという根本的な方式によって解決をはかりたい、こうい
りのがわれわれの考えでございます。

○山口(鶴)委員 問題は国が六千億に
上る補助金を出して、合計一兆円の金
を出して、合算一兆円の問題ではな
いと私は思う。問題は、現在の国の法
律に従って義務制の諸学校、これは市
町村が設置をする義務がある。それか
ら公営住宅についても、これは自治体
が建設する義務を持って、その
いた現在の法律の規定に対して、自
治団体がこれを実施するための財源
を、国が具体的に保障しているかどう
か、これが私は問題だろうと思つた
す。金額として国が何を出したかとい
うことは、その積算の結果でありませ
ず、これも問題でありませう。け
れども、問題は個々の自治体に与えられ
た、法律によって国が自治体に課して
おる仕事、これに対して国が十分な財
源措置をやっているかどうか、この点
が私は欠けておるんじゃないかと思
うんですが、そういうことになれば、
金額を一兆円出して、おるかいなかと
いうことはともかくとして、地方財政
法で禁止して、自治体に国が
責任を転嫁して、こういふことが
私は現実の姿になって現われておる
と思う。この点どうお考えであるか、
重ねて一つ明確にお答えいただきたい
と思ひます。

○水田国務大臣 これはさつき申しま
したように自治体負担になつて、こ
ころも多い。現状はさうであると思
いますので、今回の予算編成におきま
しては単価は正とすることをやつた第
二でございます、地方関係機関との相

談によつて計算したものを土台として
の補助金を支出しているというこ
とでございますから、それによつて地方も
何とかやりくりができるものだろうと
思ひます。

○山口(鶴)委員 事務当局にお尋ねを
しますけれども、それは公営住宅の
土地の購入費は一体坪幾らですか、昭
和三十七年度、具体的にそれが現実の
ものさしに合つておるとお考えです
か。

○宮崎説明員 御承知のように公営住
宅に対する補助の制度は、標準の経費
に対して一定の補助を出す。第一種住
宅は二分の一、第二種住宅は三分の二
の補助を出すことになっております。
さういふことでございますので、予
算の段階におきましては、全国の平均
について補助をするという形ござい
ます。特に用地費につきましては従来
からの経緯もございまして、これは全
部を納入するということではないとい
う実態に対処しまして、大体二分の一
程度は公共団体がいろいろの形で持
つておる宅地を利用する、こういふ考
え方で補助の予算が組まれております。
従いまして坪当たり幾らの金額ではじ
くというふうなことではなくて、一戸
当たりの金額というものを考えておき
まして、それについてたとえば三十七
年度でありますと、従来の土地の値上
りの程度というのを見て、これを算出
していくというとり方をしております。
三十七年度におきましては、三千
六年度の当初予算に対して一九％一
般のものを上げました。特に都心部に
あります、町の中心にありませぬ関係も
ありまして、改良住宅につきましては五
四％の引き上げという程度のこと

やっております。絶対額につきまして
はさういふ形でございますので、必
ずしも現在実際に買つておるものと合
うと思ひませんが、これは公共団体等
の方が手持ちしておる宅地の価格とい
うものを織り込んでのことでございます
ので、さういふもので予算をば
きました次第であります。

○山口(鶴)委員 趣旨はさうかもしれ
ませんが、現実には購入をして、坪当
たり千円という単位で千九百九十円、こ
んなもので千葉とかあるいは前橋とか
高崎とか、さういふところに土地が買
えるはずがないじゃないですか。さう
いふ公共事業の単価の見積もりが不
適切であるということが、さうでなく
ても六百数十億しかふえていない単
独事業をさらに圧迫しておるという現
実は、大蔵大臣としても十分考えて
いただかなければならぬし、今後の施
策にあつては実際に移していただかな
ければならぬと思ひます。先ほど、将
来財源調整その他云々という言葉を
使したのでありますが、今度審議会を設
置いたしました、この財源調整の問題
については検討せられるというお話で
すね。しかしさういふ経過でそれが出
てきたかというのを考えてみますと、
一つには〇・三％の臨時交付金を
切るか切らぬか、あるいは高校生の急
増対策について補助金を見るのか見
ないのか、あるいは地方公務員の共済
制に対してこの補助金を出すか出さぬ
か、あるいは義務制の教育費の二分
の一負担をさらに切つていくかどうか、
さういふような、大蔵省が、さうで
なくても貧困な地方財政に対してさら

に圧迫を加えようとした、これに対し
て自治省が抵抗した、いろいろな中
で妥協ができて本年度予算が成立した中
で、それではこの問題について審議
会を設けて検討していこうじゃないか
というふうになつた、私どもは聞いてお
るのであります、その地方財政をさらに充
實させてやろうという観点から審議
会を設け、中央、地方の行政配分ある
いはその財源配分を考へていくという趣
旨であつたならば、私はけっこうだ
と思ひますけれども、さうではなくて、
さらに地方自治団体の財源を、少し切
つてやろうじゃないかというふうな観
点から問題が出てきて、さうしてこの審
議会が設けられる、さういふ観点であ
るならば、これは全く本末転倒であ
ると思ひます。さういふ点は自民党の
地方行政委員の方々も異論のないこ
ろであらうと思つたのでありますが、一
体どちらの観点からこの審議会とい
うものを大蔵省はお考へになつたので
か、この点を一つお聞かせいただきたい
と思ひます。

○水田国務大臣 地方団体の第一義的
な責任の行政に対して、国がどうい
う補助をするかということについて、今
補助金の種類も一千種以上上つてお
るというふうなことでございます。こ
れが最も効率的に使われて地方財政に
寄与する形が望ましいのでございま
す。従つて、望ましいといふことと
同時に、今地方行政委員会が始終問題
になつております地方格差の解消とい
う問題とからみまして、やはり国の補
助金の出し方、そのほか交付金にしま
しても、傾斜配分的な考へを持つとい

零細補助金はふつた切つて、そうして地方が何が一番いいかという判断のもとにおいてやらすところに、初めて地方自治の本質があるのではないか、こ

うふうりに考えますと、私は根本的に国と地方の事務のあり方、制度のあり方というものを考えなければ、この大きな問題は解決することができない

りふうりにできぬことにはこの問題は解決せぬのではないか、このように思うのであります

ら、税制調査会の職もございませう、地方制度調査会へ根本的なものを

一部を国が負担いたしておる。それなのに国の施策を具体的に実践をいたしておる地方公務員に対して、国が補助

です。従つて、この三公社について国が補助金を出さないから、自治体について出さぬのだ、こういう理屈は私は通らぬと思つたのです。それから今度交付税で措置されたというのであります。が、〇・一%でしょう。金額は十五億じゃないですか、それで、幾らかかるかといへば、昨年の積算によつても一割相当額の五十二億、それから事務費が十七億円かかる。合計いたしまして六十九億円ほどかかる。さらに三十七年の場合はこれは引き上げられているのであります。従つて、これはこれがさらなることは明らかです。そつちが、七十億からあるいは八十億かもしませんが、これに対して十五億の交付税で肩がわりする、これでは全くその金額が合わないじゃないですか。

さらに問題は、集まつた金は一体どうやって管理するのですか。大自治省がいろいろな共済組合は作りますけれども、国がある程度統一的に運用する。聞くところによれば、その資金の大部分は大蔵省の資金運用部に入つて運用される、こういうお話を聞いております。ところが、一方では不交付団体は国が金を一銭も出してはくれぬです。地方自治団体の独自の財源、これが集まつた金の運用は、補助金も何も一銭も出さずに、大蔵省の資金運用部が統一的にするなどという事は、全くこれこそ筋が通らぬだらうと思つたのです。金を出さないが、集まつた金はみんなおれの方へ集めて運用する、そんな理屈が通りませんか。

○安宅委員 関連して、大蔵大臣に山口さんに対する答弁と一緒にしていたら、だきたいのですが、先ほど、これは地方自治体がやることだから、建前論として今議論になつて、それが云々、こういうふうな言われましたが、山口さんがただいま申されましたことを別な側面から申し上げますと、地方財政法の二条の二項に、明らかに「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するやうな施策を行つてはならない。」と、こういうふうな第二項の二項に書いてあつて、つまり自律性というものを非常に強調しておるわけですから、これはなぜかと言いますと、地方自治体というものは、地方の政府とていふふうな理解するのが地方自治が確立せられた日本の政治の上では当然だと思つておられます。こういうところで、今までそういう退職年金の制度というものがいろいろな形でなつてきたわけでありまして、そういうところから自主的な立場でいろいろな形をやつてきておるのです。今度は新法でも一つ全国的に一緒にしようというところらしいのであります。ところが、今まで組合員たるべき者が負担しておつた金というものが非常に少ないところもあるし、多いところもあるし、いろいろと千差万別なわけでありまして、これは交付税の交付を受けないやうな、そういう富裕な県と、それから貧乏な県ともいろいろ違いがある。こういう問題は資金の運用を含め、それからその自律性と言いますか、自主性と言いますか、そういう基本からくる地方自治体のあり方として、組合員たる者は四五%掛けなければならぬ、理事者の方では地方公共

団体、地方自治団体の場合には五五%出さなければならぬ、こういうふうなことにびつくり一本にしようといふこと自体が、地方自治体の自主性といふものを全然認めないことになつてはならないか。そつちが、あなたの方では、今度都合のいいときには、それは地方自治体がやることだから、国の補助は要らぬのではないかと、こういうふうな理屈を言うといふのは、これこそ本末転倒もいふところだと私は思ふのであります。そつちが、山口さん、今度の山口さんの質問に対する答弁とあわせてあなたから説明願いたいと思つておられます。

○水田国務大臣 ですから、先ほど私が言いましたように、固有の税源と問題がやはり一番根本的な問題だらうと思つておられます。これはその簡単にできない、国がいろいろな補助金、負担金、交付金といふやうなものをやつて調整をはかつていく。そういうことは事実上地方財政の運用といふものはできない現状でございます。そつちが、そういう制度が、従つて、地方財政が、固有の財源がない地方が財政的に困るといふのは、これは全体としてやはり現在では国の負担になつていく仕組みになつておるので、そういう意味で、こういう制度の問題も、やはり地方が当然自分でやるべき問題だと思つておられるのは、これは結局回り回つて直接的であるか、間接的であるか、回り回つてやはり国の負担にはね返つてきておるもので、また私もその費用を見ようといふ立場でいふのでありますから、実質的には国が直接

その部分を持つてやるか、間接的に持つてやるかという問題で、私は本質的に少しも地方がそれによつて国によつて圧迫されているといふやうなものにはならないのじゃないかと思つておられます。

○山口(鶴)委員 それでは今のお話のようによつて、自治体が自分でやつていくのが望ましいのであるといふことになり、ますならば、何も集まつた金を、国なら国の立場において統一的に運用するなどといふことはおかしな事ではないですか。各府県のその職員共済組合あるいは市町村の共済組合、そういうもの集まつた金については、自治体なら自治体が集まつて共済組合を作り、それが自治体のために自治体みずから運営していくことであるならば、それは大臣のお話について、現実に資金の運用は、そういうふうな程度で了解いたします。ところが、現実には資金の運用は、そういうふうな程度で了解いたします。ところが、現実には資金の運用は、そういうふうな程度で了解いたします。

○水田国務大臣 この問題は、まだ関係省内で相談がきまつてない問題だと思つておられますが、事務当局からお答えさせていただきます。

○石野政府委員 資金運用の問題でございますが、これは地方団体、地方住民の福祉に還元するといふ建前で、ただいま自治省と相談をいたしております。そつちが、いろいろ段階でございます。

○山口(鶴)委員 資金運用部にこれを全部あるいは一部入れるといふやうなことは、これは、資金運用部で運用するといふのであります。資金運用部で運用するといふのであります。資金運用部で運用するといふのであります。

○石野政府委員 その辺のところを今いろいろと相談をいたしておる段階でございます。資金運用部で運用するといふのであります。資金運用部で運用するといふのであります。資金運用部で運用するといふのであります。

りな考え方もございまして、そういう意味で、いすれにいたしましても、その金の運用が地方団体並びに地方住民の福祉に還元するといふ方向で皆さんが納得されるようにということ、自治省とただいま相談をいたしております。現在具体的などうするといふことはまだきめておりません。

○安宅委員 だからそこにおかしなところがあるといふのは、山口さん、自治省からの説明を私は先に聞いておるのであります。大蔵省が、資金運用部の方に全部吸収したい、地方自治体の立場から言つて、自治省の方は、退職年金の制度といふやうな共済制度みたいなやうな形、今運用しよう、作ろうとしておるので、こういうものは本来ならば、その共済組合といふものの性格は、国家機関が何だかんだと口ばしを本質的には見てもないもので、これは諸外国の例を、これを一本に統一してしまつて、そういうことを一本に統一してしまつて、中央集権的な非常に悪いやり方が、日本の場合、今まで国家公務員でも、共済組合制度といふものができた。現在のやうなやうな民主的な政治が行なわれておるといふまゝのきつた當時にできたのであります。昔の天皇制の残滓みたいなものが残つておるわけでありまして、そういう形で地方公務員のやつを作ろう、そういう頭があるから、大蔵省の方では、資金運用部の方で全部やりたい、これは厚生年金についても、戦争遂行のために資金を集めるために積み立てたと言われておるくらい悪評があつたものであります。こういうも

のをすべて資金運用部に集中しよう、
こういふあなたの方の考えがある。自治
省の方が一歩進んでおいて、新しい考
え方を——持ち上げるわけではありま
せんが、そういう考え方を——今折
衝しておるときに、あなたの方の方が
んとして聞かないから、警察職員と学
校の先生だけは、おれの方はもつと関
係があるのだから、国が半額負担くら
いしておるのだから、一つそれはどう
してくれとか、こうしてくれとかい
ことをあなたの方ではまだ突っばつて
おる、こういう状況だと私は聞いてお
るのであります。従つて、たとえは高
校生の急増対策にしても、荒木文部大
臣などという勇ましいおっさんでさえ
も大蔵省には負けた。終戦処理費だか
ら、あれは全部起債だの何だのとい
ことではなくて、金を回さなければな
らぬと言つておるのに、大蔵省のが
ご頭へ負けたというように言つてお
るので、荒木さんよりあなたの方
ががごんごんだからね。そういうやり
方で臨んでおるから、そういう資金運
用の考え方で統一しようという頭にな
る。もう一つは、もつと地方自治の自
主性というものを認めようとするなら
ば、先ほどちよつと私が触れたんです
が、金持ちの県のところはちゃんと組
合員が出すべきものさへも負担してお
るところもあるのです。いろいろな例
があるのです。それを四五〇に中央政
府が統一しようというよりなことを考
えることが、地方自治体が行べきだ
という大蔵大臣の論議が基本ならば、
今までの既得権を侵害するようなこと
を国で統一するといふよりなことを
いふことはどうなんでしょうか。その二つ

を明確に答えていただきたいと思つて
です。

○石野政府委員

ただいまの資金の統
一運用の問題でございますが、これは
地方自治の精神からいって、統一運用
は国家が地方に干渉するといふよりな
ふりにお考えいただくのも、必ずしも
適当じゃないと思つておるわけでござ
います。と申しますのは、大蔵省として資
金の統一運用ということをお願いいたし
ますのは、国と地方との対立関係とい
うものではなくて、やはりいろいろな
そういう集まります金を運用いたしま
す場合には、地方の必要といふものも
考へて、資金を統一的に運用した方が
より効率的であるといふ立場からの観
点でございます。自治省の方は、それ
はいかぬといふことで、それがさらに
進んでおるといふお話で、そういうの
に対して反対のような立場をとつてお
られるわけでございますが、そういう
点はよく話し合つて、適当な解決策を
作り出そうといふのが現在の段階で、
話し合いをしておるわけでございます。

○山口(鶴)委員

他の年金につい
ても、財政投融資の計画を見ますと、確
かに厚生省にまかされている部分もあ
るけれども、大部分がやはり生活環境
とか厚生施設とは別な、いわゆる公共
投資の方面に大幅に使われているとい
う現実があるんじゃないですか。そう
しますと、やはり大蔵省としても、今
度の共済制度の資金の運用について
も、同じような形で運用したいとい
う気持ちがあるんじゃないかといふ
に、私どもは他の厚生年金等の財政投
融資の実情を見て判断をするわけで
す。私は、さつき冒頭申し上げたよ
うに、国が補助金をきつちり出してお
る、事務費も持つておる、他の厚生年
金と同じように国が相当な資金を出し
ておるといふことがあるならば、ある
程度の部分がいわゆる資金運用部を通
じて運用されていくといふことを全面
的に否定するといふことはできな
いかもしれませんけれども、一方では補
助金は全然出さぬ。特に交付税で見
ると言つたところが、現実には不交付団
体には全然出さぬ。そういう措
置を一方でとつておきながら、しかも
資金については、この国庫補助を出し
たと同じように、国がある程度統一的
運用をやつていく、こういうところ
に全く相反する矛盾を含んでおるん
じゃないか、こういうふうには私は指
をさざるを得ないわけです。この点は
まだ意見がまとまらぬところであ
るに、主計局長の方からお答えがござ
いましたから、大蔵省の方も、そうい
つた筋の通らぬことをやらぬで、自治
体が独自に使わせる、こういう立場を
貫くように、そういうことを主張とし
て申し上げておきたいと思つて

りなお話ですが、負担しているとか負
担してないとかいふものは問題が
違つておると思つて、負担するとい
うのでしたら、さつき話しましたよ
うに、直接か間接かであつて、全く無
が負担していることであつて、全く無
負担というわけではございません。問
題は、こういう公的な資金といふもの
がどう運営されることが望ましいかと
いうことでございますが、これがやは
り統一運用されて国の施策に貢献す
ることが望ましいこととございま
す。各種の年金とかいろいろなもの、
なるだけ拠出者の意思に基づいて一般
国民生活と直結した部門にこれが還元
されるべきだといふ方針はもうその通
りで、これに異存ございません。そ
ういふ方向で今資金の運用をいろ
ろやつてきました。ところが最近、
御承知のように、これはこの委員会
とは少し空気が違つたのです。よその委
員会に行きますと、一体住宅政策はど
うなつておるのだ、失業保険金の積立
会計の中から家を作つたり、今度は厚
生年金の中から一部家を作つたり、資
金運用部から公庫、公団を通じて家
を作つたり、いろいろなものを通じて家
を作つておるが、一体こういうばらば
らな運用をやつてよいのか、もう少し
こつち資金は政策的に統一運用をや
るべきで、何をしておるのだ、そうい
うふうにはばらばらにやつて一体この資
金が国の目的に沿つた方向に効率的に
使われているのかと、よそでは盛んに
やられて、できるだけばらばらになら
ぬように使ひましょうと私は答弁して
いるのです。ただし、これを拠出者が
見ましたら、自分たちの金がどこへ使
われているかわからない形が最も困る

といふことで、今度は使途別にはつき
りここへこれだけのものが使われてい
るといふ分類表を作つて、国会で御
審議をお願いするといふことになつ
て——今使われておりますが、この各
部門の資金を今度は——国民生活と直
結している部分が五十何%あります
し、道路その他が経済基盤の強化とい
うところにやはり三〇%使われるとい
うことで、輸出金融とか、あるいは基
幹産業部、石炭とか、いろいろ御要
求がございしますが、その部面に使う金
はもう二割もなくなつておるといふよ
うなことで、この国民の拠出した金が
どこに使われるかといふことを明確に
するような措置が講じられておりま
す。従つて、自分たちの拠出した金
は、公的な資金である以上、これは勝
手に運用すべきだといふ方向は間違
であつて、どの程度は預託して統一的
運用にまかせるが、どの程度は自分た
ちに直結した行政部門にこれを役立た
せるといふようなことは、これは今大
蔵省と自治省できめておるところで
ございますが、一切そういう方向へ行
つちやならぬといふような議論は、これ
は行き過ぎだと思つて、もう失業保
険積立金ですから、やはり還元融資的
な運用をするといふことまで今やつて
いるところとございしますので、要する
に、使途がはつきりして、こういうと
ころに使われている、またそれが、審
議会は今まで政府の委員ばかり入つて
おりましたが、今度は民間の委員も入
れました。そこでこういう計画が至当
だと承認されたら、そういう方向で
一運用されるというところが望まし
いと思つて、私学で共済制度を作り
ますが、この積立金は、やはり今後私

いっているかといふと、今言つたように授業料が上がる、それからPTAの負担金が上がる、自治体にし寄せられる、寄付金が上がる、こういう格好でこなされるということが、文部大臣のやられる終戦処理、政府の責任としての終戦処理、こういう形の意味での高次生急増対策には絶対にならぬ、こういうことだけは私ははっきり申し上げておきたいと思つたのです。大臣はそういうことについてお考えになつたことはありませんか。

○水田国務大臣 義務教育費関係の父兄負担については、税外負担をできるだけ解消させるというために、今度百億の措置をとりましたが、高次生急増対策については、そういう税外負担を基礎の計画とは聞いておりません。これは自治省、文部省、大蔵省、関係省が集まつて、この計画は各省で相当厳密にやつたものでございまして、この計算による所要額が大きい税外負担を前提として、それを基礎にした計算であるとは私は聞いておりません。

○山口(鶴)委員 それは大臣の認識不足だということだけ申し上げて、私の質問を終わりたいと思つた。

○園田委員長 安宅君。

○安宅委員 私、たった一言だけであつたと失礼しますが、今大蔵大臣は、そういう膨大な税外負担を基礎とするというふうには聞いてない、こういう微妙な答弁をいたしました、すばらしく大きな税外負担を伴うということは計算の途上でわかつたはずであります。それは全然そういう税外負担はなしにそういうことができるというふうに考へているのか、そこをばつきりして下さい。

○水田国務大臣 私の聞いておる範囲では、土地問題があの計画からは別個にされておりました、土地は一律に計算するわけには参りません。たとえは果有地を使う場合もありましたし、民間から買い上げなければならぬという問題もございまして、これは一律に考慮することはできませんので、土地については事情々々によつて特別の起債でこれに対処するということをきめてございまして、一応土地についてのそういう配慮があれば、あとの計算は大体これで実施できる計算にはなつておるのだからと私は思つておりますが、大体そうなつておるはずでございまして。

○安宅委員 そういうインチキな答弁をしてはだめだ。あなたはお釈迦様だから、そういうことは知らないと言つて、こそこの話が今出ておるのです、それは大臣をお釈迦様にしておけな。

そこで土地というのは大体どれくらいの値段かあなたが一番よく知つていないじゃないか。家を私らが建てる時に、土地代で大体がたがたしているのですよ。土地代だけはない、あつさり言うけれども、土地代が問題だ。それから先ほど言つたように、東北の方なんかに行きますと、雨天体操場が必ず要る。そのときには何だかんだといつて二百坪くらいになる。そうすると、とても動きがとれないからといつて三百坪ということになる。あとの百坪のところは地元負担だ。何でも地元負担なんです。土地だけじゃない、それはあなたよく知つておいて、野

党も含めて——大体与党の自由民主党に所属している知事さんが多いのであります、みんなあなたを恨んで、そして私のところには陳情書がたくさんきておるのですよ。そういうことを知らないなんてばかなことは世の中にあるものじゃないですよ。それからあなた、出したくないときには、地方自治の独立性があるから、そう言ひのす。そして出さなければならぬときには、あるいは自分の都合のいいときにも、先ほどの資金の運用の問題についても言ひ通り、今度は国が出しては、あるだけのおれの方で資金運用をするのはあたりまえじゃないかといふような議論をふつかけてくるのです。これくらいいふ人は日本国じゅうあなたくらいいふ人はいないと思つたのであります。これは具体的に言ひますと、先ほど来、自分たちが出した金がどれくらい、どういふふうに使われておるか、いふことを明確にするために、資金運用の面では統一をしなければならぬのだという議論をあなたはいたしました。山口さんはそれに対して、次にいふか議論をする時期があるでしょう、こういうことを言ひましたけれども、たとえば、それは厚生年金だ、あるいは国家公務員の共済組合だ、またこのたびの退職年金制度だ、いろいろものがたくさんある。こういう形で社会保障制度といふものがあるから、どこに金がばらばらになつておるから、どこに金があつたかわからないといふことになる。それをいいことにして、あなたの方は全部資金運用部で何とか使わせたい、こういうふうになるのじゃないかと思ひます。だから本来ならば、国民年金制度といふものを、国

家公務員や地方公務員のよりなところまで水準を上げて統一にすれば一番問題がない。ところが、そういう形にまでいってないから、あるいは住宅はどの金を使うんだとかなんとか、ほかの委員会でも文句を言われておるのであります、とかりまいことを言ひのであります、これはとんでもない話であります、たとえば私は、元の通信省今の郵政省の出身なんでありまして、簡易保険や郵便年金の資金運用の面でも、どれだけ郵政省が大蔵省当局に今まで十年間食ひ下がつてきてやりましたか。一生懸命やつて、大蔵省は自分の財布が若干でも傷がつかない程度で少しづつづつ自主性を、ウサギのふんみたいにぼろぼろつと少しづつ許可してきたような状態ではありませんか。こういうことを知つておるから、自治省の方では、資金の運用をはつきりさせてもらいたい、こういうことを言つておられます。

しからば、そういうことを言ひならば、あなたの議論が正しいとするならば、ここに重要な問題があるのですよ。共済組合の制度というか、そういう制度は大正年間にはできたものであります。これは国家権力が労働者に恵むみたいなそういう形で共済年金制度といふものが当時作られた。これは初めからそんなことなら——今郵政には郵政互助会なんといふものがある。電電公社にもある。この共済組合の制度とは別に、共済会といふものを作つておるのですよ。自分たち労働者が、従業員が、目くされ金を〇・一％くらい国がおれにまかせてくれなんといふばかなやつがおるとすれば、われわれだけ

でやろうじゃないかといふことでやり出したわけですよ。これはどういふことになるのです。だから、現在の共済組合制度なり退職年金の制度なりに、労働者が対等の立場を主張して——民間人を入れたとかなんとか言つておられます、あくまでも諮問機関が何かにしておいて、労働者の発言権といふものはびしゃつと押えておるから、こつちは四五％出しているのだから、四五％の分はわれわれに運用させてくれ、こういうことを言われたいらぐとも言えないあなたの方の立場ではありませんか。そうしておいて、労働者がしあわせになるようなところに労働者は使ひでやりました。今、当局側などと言われおる人は少ししか入つてない。大部分はいわゆる団結権を認められておるところの労働者が排けておる金なんです。その分まで、あなたの方では巨大な産業の方に全部使ひ——全部と言ひと語弊があるかもしれませんが、大部分使つてしまふ。これに対して一般の人々は大きな不満を持つておるのであります。

従つて、どういふことかと言ひますと、われわれに金を出させておいて——私もおとしの十月まではそういう制度に入つていたわけですよ。何に使われておるか知らない、そういう制度だからわからぬのですよ。労働者にそれが返つてきて、電電公社に勤めておれば、この共済積立金を運用して住宅がどんどん建つんだといつたら、みんな喜んでそういう制度を享受するだろうと思ひます。それがどこにいったかわからない。資金運用部の方へいった金は、財政投融資をすつと見てみると、ほとんど労働者の利益に

ても好転をしたというふうなものではない。
そこでもう一つお尋ねをいたしますが、これは決算期の問題です。会計年度の問題ですが、大蔵大臣、どうですか、地方では、予算は三月にきまるとしても、四月から仕事が始まらないのですよ。数カ月いつもおくれれてしまつて、そのために、今の話で、予算が使えるなくて赤字になるものがあるのですよ。だから予算というものは、地方財政計画から始まつて国の予算があるべきだということ、私は本会議であなたにお尋ねしたので、政府の方の御答弁は、予算の方が先であつて、地方財政はそれからだといふ御説明ですけれども、とにかく会計年度が四月から始まつて三月で終わるという国の制度は、地方団体にとつて困るのです。これを一月から始まつて十二月三十一日に終わるといふ暦年制をとるのが、ほんとうに地方団体に対する思いやりだと思つておられますが、あなたはどうなふうに考へておられますか。

○水田国務大臣 これはあらゆる機会に研究されている問題でございますが、結局、これは日本の社会生活、氣候、災害のあり方、暮れ、正月のいろいろな生活上の繁忙期とか、各国別々にそういう特殊なものを持つておられますので、そういういろいろな事情の総合から、やはり今の会計年度ができたものだらうと思ひます。ですから、これを變えようといふ企てがあつてもなかなかできないので、一、二回變つたことのあるのでございますが、結局、明治十九年から今日まで變つてないでございまして、それは、それ相当地の理由があると思ひます。私もよくまかに

検討してみましたが、實際において会計年度を一月からにするということは無理だといふ結論になつております。これはいろいろ理論的には各国の例もございまして、区切ることは可能であつても、實際問題としては実情に適しないということになるかと思ひます。

○太田委員 やつたことがあるのでございませぬ。たゞ先ほど補助金等の審議会を作つたおしやつた御配慮はいたゞくことにはありがたいこととございまして、これがクローズアップされない限り、日本の行政水準なんて上がらないと思ひます。ですから、そういう意味から十二月までの暦年とひとしいということが、実は非常に地方団体にサービスになると思ひし、また予算の計画と実施とが一番びつたりすると思ひます。そういう意味においてこれは御検討なさる必要があるのではないかと思ひますが、手放しでだめだとあきらめていらつしやるのはふに落ちかねる。その点いかがですか。

○水田国務大臣 国と地方の会計年度をずらすことには私は意味があると思ひますが、一面、ずらしますと、地方財政の方では、国の会計年度と違つて、国の二年度にまたがつた編成考慮をしなければならぬといふやうな問題が出て、事実問題としてはさらにこれは不便な方向へ行かぬとも限らな

いという問題もございまして、やはり国と地方の年度が補助金その他一体的に考へられておる現状から見ましたら、この年度をずらすことの方がさらにむずかしい問題を起すだらうと思ひておられます。

○太田委員 これはむずかしいだらうし、いろいろあるだらうと思ひますが、真剣に一度考へていただいで、地方の自治体の活動に便なるように考へていただきたいと思ひます。これは私の一つの意見です。

さて、そこで先ほど来の地方財政の實際の話ですが、交付税の問題が実はほんのわずか上がったのです。實質十五億円の増でありまして、この十五億円はたしか使途が大體きまつていたのですね。いわゆる地方公務員等の共済組合法の制定によるその費用に見合ふものとして十五億円、〇・一%の交付税の増額があつた。交付税というのは、全体の地方団体の予算に占める割合は一五、六%なんです。これは非常に少ない。そして、国庫支出金が非常に多い。二五%くらいは国庫支出金だ。こゝろから地方の財政の構成比率に問題があるわけですね。この際、独自の財源といたつたところでは、見当らない限り、何とか交付税でも少しふやしていただいで、そして地方の一般財源を強化するといふのが本筋だと思ひますけれども、それを当面そんなわずかの程度で、今までの臨時交付税を普通交付税に入れて、さらに〇・一%乗せただけだ。この〇・一%の十五億は給付金の負担に見合ふものとして一応それを措置したといふわけですね。なぜこれが三〇%なら三〇%といふふうに思ひ切り飛躍が

なかつたか、この点大臣はどういうふうにお考へになつておられますか。
○水田国務大臣 国の財政との調整の問題とかいろいろ問題がございまして、やはりいきさつ的に現状に依つて現在のやうな形に徐々に上げては参りました。私どもの方では、この〇・三%が問題になりましたが、いろいろ地方財政の事情を見まして、これを上げて〇・四%の交付税の引き上げといふことをやつたわけでございます。これはやはり国の財政との見合いを中心としたいろいろの考慮から、一挙にこれを引き上げるというわけにはなかなか参らないものだらうと思ひます。

○太田委員 一挙に引き上げることには参らないだらうとお答へになりましたけれども、一般財源のパーセントといふものはどのくらいあつたらいいだらうといふことも實際真剣に考へておいていただきたいと思ひます。今のやうな非常に国庫支出金や地方債にたよつて、辛うじて交付税を含め、譲手税を含めて一般財源五〇%といふやうなことでは、地方の仕事がうまくいきそうには参りません。

そこであなたにもう一つお尋ねをいたしますのは、最近の税制の改正が、非常に所得税を減税をする、その一部を地方税の住民税、県民税の方に回して県民税がふとる、こゝろいろいろになさいまして、早く言うならば、所得税を納める階層を中心として税体系が考へられておる。しかし、今日の日本の一番悩ましいといふのは、その所得税も納められないといふ人たちの生活の實際なことです。そういう点が問題なので、地方の住民税が二段階の簡単な比例税率でいきますならば、どうしても

所得の少ない人も税金をたくさん出さなければならぬ。しかも均等割といふのがあつたのです。そこであなたの方には、各階層別の税負担の事情といふものは、何かお調べになつた資料はおありなんでしょうか。

○水田国務大臣 道府県民税が、税率が上がりまして、納税者の負担増にならないといふ所得税の改正を行つておられますので、この階層別の資料は、詳細な資料がございまして、そしてどの階層でも負担増にはなつていないといふ資料はございまして、今持ち合せておられますので、必要ならばこの委員会に提出いたします。

○太田委員 もしそれに目を通していらつしやるならば、今次の改正案が、とにかく所得税は減らしたのだ、県民税はふえたふえたと言ふが、総合すれば減るじゃないかとおしやつても、実はその金額は微々たるものであつて、独身者などにおきましては、二十万円の方が今度減りますのが、平年度におきましては千二百円、月額にいたしまして百円でございます。百円減るだけだ。五人家族の五十万円の方が二百円減るだけだ。この金額の減り方といふものは、これは減つたことにならぬでしょう。かたわら物価の値上げがあるのだから、減税じゃないと言ひます。そういう点について、あなたの方はそれを移譲することは減税だと思ひ考へになつたでしょうか。

○松井政府委員 大臣からお話がございまして、国の所得税減税、それから府県の県民税の今回の調整、合わせてどういふ負担増減になるかといふことは、租税及び印紙収入の説明の資料でございまして、おそらくそれをお持

ちになつてのお話だろうと思ひます。これをもつてごらんになればおわかりになりますように、税の配分以外に全般を通じて減税になるようにというこのほか、特に低所得階層にその減税の恩恵が強く響きますように税率の配分等について工夫がしてあるという跡をこの中でよくお読み取り願ふと思ひます。

○木田委員 その表がありますので、私は言うのですが、二十万円の独身者で月に百円だ、五十万円の標準家族で二百円だ。それでしよちゆう一合に幾ら減らしたのですか。あなたの方の税の改正によりますと、お酒の減らし方などというものはまことに微々たるものでございまして、しよちゆう一合に四円、そして二級酒で五円、その減らし方でありませうけれども、こゝろ一番その日の生活に苦しんで、何とかしてもう少し楽にならうという人たちに對する思いやりというものは、単に数字の上ではあるのだよではないかと思ひます。先ほどから逐次皆さんが論ぜられましたように、税外負担は、実は地方住民税の金額を上回つておる。それがほとんどなんです。四百億や五百億なんて小さなものじゃありませんよ。そういう実態の上で、さらに今度のいろいろなあなたの方の御方針は、地方の負担をふやすことばかりだということになれば、もうちよつと減税というものを思い切つたことをおやりになるべきだった。地方税に、県民税に移譲しないものを減税なさつて、それでもなお足らないのじゃないかと思ひます。しかも一部を県民税に移譲して、県民税で増徴する、余分に取るということは、どう考へても思ひや

りが不足していると思ひます。その点を申し上げたいのでありますが、門司さんがおいでになりますので、以上の点を申し上げて御答弁は要りません。

○渡海委員 長代理 門司亮君。率直にお聞きしますから、大臣もごく率直に短い時間に答弁して下さい。一つ聞いておきたいのは、これはこの間の予算の分科会でも開いたのでありますが、自治省大臣に承つたのですが、大蔵大臣に承つておきたいと思ひますことは、国と地方との会計年度を變えた方がよろしいと思ひますが、この点についての大蔵大臣の御意見を聞いておきたいと思ひます。

○水田國務大臣 今同じような質問がございまして、お答えいたしました。これが、これは国の予算がございまして、そして補助金、負担金、交付金がございまして、それを土台に地方団体が予算を組むということにしましたら、一応これはその方が今よりは便利であるようにも思われますが、会計年度がずれるという、地方の会計年度中に、次の国の予算のあれがわからない限りはやれないという部分がございますので、二年度にまたがって会計をしなければならぬとか、いろいろの問題が出てきて、技術的にも私どもの方では検討いたしておりますが、これは變えた方がよいという結論に今のところ出ておりません。

○門司委員 私は、その考へ方はおかしいと思ひます。地方の財政をどこまでも国に從属させておこうという考へからそういう考へ方が出てくると思ひます。地方の会計を独立させよ

りとすれば、国が曆年にすれば、地方を今の四月にしてみてもちつともさしつかえないと思ひます。ただ補助金や何かの關係があると云われませうけれども、こんなものは会計がございましてからでよろしいのでありまして、そして地方がやはり獨立した建前で事業のできるようにしてあげることが、私は、今日の地方行政を混乱させない最大の原因だと思ひます。今の地方自治体は全く混乱を起しているのです。当初予算というものは、幾ら補助金がつくか、幾ら交付金が来るか、どうなるのか、ちつともわからない。これが全部見込みでやられていくから、堅実なところの骨格予算しか組んでいない。ややすいところは、大体水増しをして予算を組んでいくという危険性がある。今日の地方の現状は、この会計年度がダブつて同じような会計年度をとつておいて、地方の自治体の財政がどこまでも国に從属しているところに、地方財政のむだ、地方の独自性と、さらに発展性を大きく阻害していると思ひます。地方がわかつた財政で地方の重要な仕事を計画的にやつていける方法は、やはり國が講じてやるべきだと私は考へております。交付税だつて最初からきまつているのだ、十二月にきまつておれば、三月の予算に組む場合においても確定した財源で思い切つた仕事でできていくのである。幾ら来るかわからないからこの辺にしておこうということ、従つて、地方の今日の現状といふものは、当初予算はほんとうに骨格予算であつて、ほんとうの仕事は三月月おきに行なわれる地方議會においてこれが取り上げられていく。全く自主性を欠いている。しかも場当たり

である。これではいつまでたつても憲法にいう住民自治なんというものは考へられない。政府があくまで地方の自治体は國の從属機關だというよりなもの考へ方の上に立つておられると思ひます。今の御答弁が私には大ききと思ひます。われわれは、自主的にやれば幾らでもできると思ひます。もう時間もございませぬから、多く議論はいたしません。

次に、私聞いておきたいと思ひますのは、基地を持つておきます自治体の財政と、今日までのこれらとの關係であります。御承知のように基地の交付金ができましたのは四年ばかり前でありました。ことしの十二億を入れましたも、前二年が十億、その前が五億であつて、大体三十七億程度しか出ていない。基地所在の町村が、基地のためにどれだけ迷惑をしたかというのを、広く考へていくならば、爆撃を受けた都市がどれだけ、戦争のために自治体として大きな犠牲を背負つたかということである。今日こうした問題につきましては、御承知のように新しく法律ができています。そして駐留軍の被害を受けた諸君に対しては何らかの補償がされるような法律ができております。これがさかのぼつて適用されることになつていく。人的にはそういう措置が講ぜられている。

また一つの問題は、今政府あるいは自民党で、法律によつて施行いたして参りました農地の改革に對する地主の補償といふものが考へられていくように、私どもは聞いています。こういう戦争によつて今まで被害を受けた幾つかの問題で、個人に對しては補償されようとしていく。しかもずさんなのは、法律できめた土地改革に對する問題も、いかにあの法律は誤りであつたかのような印象を与えて、そしてこれにも補償をしようとする考へ方を持つていく。そうだとするならば、自治体にも同じような補償がされるべきではないか。地方の自治体が戦争のためにどれだけの被害と、どれだけの立ち直りに苦心をしたかといふことは、大臣も御存じだと思ひます。従つて、この基地交付金に對して、さかのぼつてこれをこまかい計算をして全部払えといひませんけれども、少なくとも法の建前としてこれを取り上げていくことをこの機会に何つておきたいと思ひます。

てこれを増減しないという立場で今日までまじりましたが、今回は、私どもいろいろ御要望もございましたので若干これを増額するというにとどめたわけでございますが、これは内容を積算した経費の計上ではございません。そのための必要経費というものは、やはり一般の地方財政の趣旨に沿って運営すべきものだろうと思っております。

○門司委員 大臣のせつかくの答弁ですけれども、なるほど地方交付税の中には、御承知のように財政需要と収入とのアンバランスを埋めていくという建前がとられておったという事は事実である。しかし、これは全額を出しておるわけでは決してございません。同時に基地交付金のできた由来というのは、大臣も御承知のように、全然そこから固定資産税も十分に上がりましたし、また土地の発展も大きく阻害されることから、税収入にきわめて大きな影響を持つておる。一方において自治体の負担はだんだんふえていく。こういう形で市町村に、国の持つておりまする財産に対して国が固定資産税相当額というものを出しておる。それだとすれば、理論は同じような形で、われわれとしては、今の大臣の御答弁のようにつかみ金でやるというよりなことでなくして、自治体が固定資産税でどのくらい損をしておるかということを出してごらんないか、大体今の五億だの、十億、十二億だのという数字が出てくるはずはないかと思う。もっと大きな数字が出てくるかと思う。ところが一方、そういうことがあるから交付税で見ているじゃないかという事で逃げ込んで、そうしてつかみ金でそれを

やっておる。私はこれほど不見識なものはないかと思う。もし政府が筋を通すならば、はつきりと固定資産税相当額を、今まで払わなかつたものをさかのぼって一つ出してごらんないか、どれくらいの額になるか。当然交付税でその全額を補償しておればよろしゅうございませぬが、交付税で全額を補償するという事はどこにも書いてないのですよ。ただ収入と需要額とのアンバランスだけを見るところになつておる。しかもそれは政府のきめた基準でやる。それで地方自治体のどこに発展性がありますか。地方の自治体は何も交付金をもらわなくても、当然固定資産税として入ってくるやつがあれば、それでも地方自治体が独自で発展し得る素地を持つておるのだ、そうなるおののだ。にもかかわらず、当然出すべきものを出さないで、そうしてお前のところは収入が少ないから交付金でこれを埋めてやるのだというふうなもの考へ方が間違つておるのじゃないか。さつき申し上げましたように、個人の損害についても、今まで御承知のように多少の見舞金はみんなもらつておる。しかし、その見舞金だけでは足りないの、新しい法律でこれを補償することになつておるの、しょう。それだとすれば、自治体も同じような考へ方に立つて、今までの不足分は出す方が一積算してどうこうという事も一つの考へ方でありませぬが、そういうことを別にして、大蔵省の考へ方として、当然長い間地方の自治体に御迷惑をかけた、国家財政もどうにか立て直つてきておる、何とかこの際地方の自治体にもそうしたものをお補うという考へ方があつてしかるべき

だと思ふ。これは地方の自治体にとつては実際災難ですよ。早くやめてもらいたい。そんなものはない方がよっぽどいい。日本の基地は何百カ所あるか、私は、きょう不幸にして資料を持つて来ていませんが、私は詳細な資料を持つておるのです。この詳細な資料に基づいて各道府県、市町村から集められたデータを積算して参りますと、十二億なんという半端な数字は出てこないのです。もっと大きな数字が出るはずですよ。

私は重ねて大臣に聞いておきますが、どうしてもそういうことはできないとおっしゃるのですか。私は、個人にそれを補償する段階にまで今日きておると思つておる。地方の自治体の、少なくとも被害を受けた市町村、あるいは現に基地を持つて迷惑をしておる市町村、ことに基地を持つておる自治体というものは、基地のある間は、まだ何とか息をしてるのであります。一たび基地がなくなつてしまふと、その自治体は非常に大きな迷惑をする。たとへば先年行なわれた横須賀も、一万人以上の首を切つて、そうして百数十万坪の土地を返されるといふことです。あるいは今現に起こつておる所沢の問題でも、ピクサーオーの労働者約三千人の首切りをこの三月に行なわなければならぬ、それで閉鎖をしなければならぬ。それから、かなり大きなものがある。こういうことを考へて参りますと、今日基地を持つておる自治体の経済ほど不安なものはないのであります。いつこれがなくなるかわからない。なくなつた場合には、これをどうするかということに

なる。たぐさんの失業者をかかえ、市民税も固定資産税も入つてこない。全く自治体はとほりにくれないければならぬ。こういう自治体の現状を考へますと、今のようなあてがい扶持の交付金をやつておるからそれでよろしいといふことは成り立たない。少なくともこの段階では、積算の方法はいずれにいたしまして、大蔵省としては、非常に長い間御迷惑をかけたから、先ほど申しましたように、国の財政も立て直つてきたことであるから、これを何とかしようという大臣の考へがあつてしかるべきだと私は思いますが、大臣はそういうことは毛頭考へていないという御答でございませぬか。

それから最後にもう一つ聞いておきたいのは、この間大蔵大臣の答弁で、自治省の大臣それから財政局長から伺つたのですが、大蔵大臣、ほんとうにそういうことを考へておるか、もう一度伺つておきたい。それは起債の償還年限を延ばすということですか。これはこの間も申し上げたのであります。参考書を読んでみますと、鉄筋コンクリートにおいて七十五年、鉄骨の建物で四十五年、木造が二十五年と耐用年数が書いてある。そうすると、地方財政法には、耐用年数をこえて償還するよりなことがあつてはならないと書いてある。だから裏を返せば、耐用年数まで償還年限を置くべきだといふことが法律ではつきりしておるのに、七十五年間の耐用年数のあるものが償還年限が三十五年、平均して起債の償還年限は十八年くらいにしかあつてない。だから、一方においては交付税の算定の基礎はそういうことで計算をされ

○水田国務大臣 この問題を根本的に考へ直せ、合理的にしろというお話なら、これはまた別の問題でございまして、新たに別なやり方を検討するといふことにならうかと思つておるが、ただ従来のいきさつから見まして、一般的なやり方のほかに、特にこういうものをつけて――基地を持つておつた地方団体でも、今基地がなくなつて、その負担がなくなつておるところもございませぬし、負担がさらに強化しておるところもございませぬが、いろいろ内容を全部見て積算して、それに対する補償をどうするかということでしたら、これはまたやり方が別の問題になると思つておるが、そうじゃなくて、そういうむずかしい問題があるが、とりあえずつかみ金でこれくらいの金額を出して、それで合理的な配分をしたらよろうかということからこれは出発した制度でありますので、私ども、それは一応随分してきておるわけでございます。この委員会に出てきますと、たび

る。政府に金を借りるときは、いや七十五年でない、三十五年だというようなことで早く返せということになる。

この間自治省に聞いてみましたら、どうも政府の資金繰りの都合があるから延ばしては困るといふ話だったので、政府の資金繰りのことはわれわれでもわかりません。しかし、その政府の資金も、必ずしも自治体を優遇しているわけではない。財政投融資というものがどういふふうに使われているから、ということが大臣も御承知のことだと思

うのです。だから、もうこの辺で大体法律と合わせて、そして起債の償還年限も耐用年数一ぱいに返せばよろしいということになることがよろしいのではないかと。私は、法律通りにやっています。ただきたいと言っただけでありまして、無理なことを、この際新しい提案をするわけではございません。

それからもう一つ、この問題については利息の問題があります。ことしの財政計画を見ますと特に感ずるのがあります。ことに高等学校の増築の問題に対する起債などは縁故で大体これをまかない、いわゆる地方起債にこれを求めようとしておるから、国から出す金を少なくして、地方銀行から出る金が大体これに充てられているように私も見ておるわけでありまして、そうなる参りますと、公募の方は御承知の通り償還年限は非常に短いのであります。しかも金利は八分五厘で、政府資金よりも二分高いのであります。こういふことを考えて参りますと、この地方の実態というものは、起債についてかなり大きな無理な負担をさせられておる。だから地方の自治体の負担を軽くして、そして法律のよう

に耐用年数と合つた償還の年限にしていくという考えが大蔵省にあるかどうか、大蔵省がこれでよろしいというなら、私は自治省も大した文句はないと思つたのですが、大蔵省としての意見を一つ承つておきたいと思つた。

○水田国務大臣 起債の年限の問題等は、自治省と大蔵省でお説のような方向において今相談をしておる最中でございます。高校生急増対策、いろいろ問題がございますが、要するに急増に対処し得るよう、これは関係三省において十分協議して支障を来たさないように、とにかく責任を持ってやっています。

○門司委員 今の答弁ちょっと違います。私は何も急増対策に合つてか間に合わないとか言っているのじゃないのです。財源の措置が公募に非常にたくさん委ねておるということでございます。このことは一つの例として申し上げます。たとえば学校を建てれば、片っ方は木造でも二十五年という耐用年数があるのであります。そうすると、公募の方の償還年限は七年で、しかも利息は八分五厘で、政府の六分五厘より高いでしよう。償還年限は非常に短い間に返さなければならぬ。政府から借りておけば、少なくとも木造であっても十七年、十八年、あるいは二十年はどうかなるかもしれない。しかし地方の公募債ではそういうことはできませんから、やはり政府との取りきめの上で、利息は八分五厘払わなければならぬ、償還年限は七年でやらなければならぬ。これは地方の自治体にとっては非常に迷惑であります。そういうことが現実にあるのであ

りまして、私は何もそれで公募の問題をどうするということを議論しているのではなくて、そういう例があるのであります。非常に迷惑しておることです。だから少なくとも二十五年の耐用年数があるから二十五年で返せばいいようにしていただきたいということでありまして、ことしの地方財政計画を見ますと、そういう非常に大きな起債に対して政府資金が割合に少なく、地方の公募は非常に多い。その結果は耐用年数と関係してこういう事態になつておる。私は、公募について地方銀行に大蔵省が二十五年待てとか、あるいは鉄筋だから四十五年待てということになると、地方の銀行はなかなかそういうことは承知しないと思つた。そのことはわかりません。しかし、起債と償還年限を合わせるといふ——事業起債その他ならまだよろしゅうございませぬ。収益も上がつてくると。水道だとかあるいは交通だとかいふものなら、あるいは償還年限は短くてもいいかもしれませぬ。しかし、少なくとも学校の建築などというものは、何も償還財源が上がってくるわけではございませんから、これはやはりできるだけ長くしておいてもらいたい。こういう考え方でありますから、一つ間違いないようにしておいてもらいたいと思つた。

○水田国務大臣 一般会計部分の学校とか、そういうものについては今公募を認めていない、ほとんど政府資金で起債をまかなつておるといふ実情でございます。

○門司委員 あまりおそいから、あとで聞きます。

○渡海委員長代理 本日はこれにて散会いたします。
午後五時二十五分散会

昭和三十七年三月一日印刷

昭和三十七年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局